別紙１

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
（関係協定等の略称） 68－５－０　本節における関係協定等の略称は、それぞれ次による。 (1)　「新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定」（平成14年条約第16号）・・・・・・・シンガポール協定 (2)　シンガポール協定第31条に基づく原産地証明書 ・・・・・シンガポール協定原産地証明書 (3)　シンガポール協定附属書ⅡＡに定める品目別規則 ・・・・・シンガポール品目別規則 (4)　「経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定」（平成17年条約第８号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・メキシコ協定 (5)　メキシコ協定第39条に基づく原産地証明書 ・・・・・メキシコ協定原産地証明書 (6)　メキシコ協定附属書附属書４に定める品目別規則・・・メキシコ品目別規則 (7)　メキシコ協定第10条に定める統一規則・・・・・・・・メキシコ統一規則 (8)　「経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定」（平成18年条約第７号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・マレーシア協定 (9)　マレーシア協定第40条に基づく原産地証明書 ・・・・・マレーシア協定原産地証明書 (10)マレーシア協定附属書２に定める品目別規則 ・　・・・・マレーシア品目別規則 (11)マレーシア協定第50条に定める運用上の手続規則 ・・・・・マレーシア運用上の手続規則 (12)「戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定」（平成19年条約第８号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・チリ協定 (13)チリ協定第44条に基づく原産地証明書・・・・・チリ協定原産地証明書 (14)チリ協定附属書２に定める品目別規則・・・・・・・・チリ品目別規則 (15)チリ協定第52条に定める運用上の手続規則 ・・・・・チリ運用上の手続規則 (16)「経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定」（平成19年条約第19号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・タイ協定 (17)タイ協定第40条に基づく原産地証明書 ・・・・・タイ協定原産地証明書 (18)タイ協定附属書２に定める品目別規則・・・・・・・・タイ品目別規則 (19)タイ協定第24条に定める運用上の手続規則	（新　規）

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
・・・・・タイ運用上の手続規則 (20)「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定」（平成20年条約２号）・・・・・・・・・・・・・・・・・インドネシア協定 (21)インドネシア協定第41条に基づく原産地証明書 ・・・・・インドネシア協定原産地証明書 (22)インドネシア協定附属書２に定める品目別規則 ・　・・・・インドネシア品目別規則 (23)インドネシア協定第50条に定める運用上の手続規則 ・・・・・インドネシア運用上の手続規則 (24)「経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定」（平成20年条約第６号）・・・・・・・・・・・・・・・・ブルネイ協定 (25)ブルネイ協定第37条に基づく原産地証明書 ・・・・・ブルネイ協定原産地証明書 (26)ブルネイ協定附属書２に定める品目別規則 ・　・・・・ブルネイ品目別規則 (27)ブルネイ協定第45条に定める運用上の手続規則 ・・・・・ブルネイ運用上の手続規則 (28)「包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国の間の協定」（平成20年条約12号）・・・・・・・・・・・・・アセアン包括協定 (29)アセアン包括協定附属書４第２規則に基づく原産地証明書 ・・・・・アセアン包括協定原産地証明書 (30)アセアン包括協定第26条及び同附属書２に定める品目別規則 ・　・・・・アセアン品目別規則 (31)アセアン包括協定第37条及び同附属書４第11規則に定める運用上の規則 ・・・・・・アセアン運用上の規則 (32)「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定」（平成20年条約16号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・フィリピン協定 (33)フィリピン協定第41条に基づく原産地証明書 ・・・・・フィリピン協定原産地証明書 (34)フィリピン協定附属書２に定める品目別規則 ・・・・フィリピン品目別規則 (35)フィリピン協定第25条に定める運用上の手続規則 ・・・・・フィリピン運用上の手続規則	

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
（ＥＰＡ税率を適用する場合の取扱い） 68－５－１　ＥＰＡ税率の適用を受けようとする輸入申告(法第43条の３第１項(法第61条の４において準用する場合を含む。)又は第62条の10の規定による承認の申請(以下この節において「蔵入申請等」という。)が行われた貨物に係るもの又は特例輸入者の特例貨物に係るものを除く。以下この節において「輸入申告」という。)又は蔵入申請等が行われた場合の取扱いについては、次による。 (1) 輸入申告の受理担当審査官による取扱い 受理担当審査官が輸入申告を受理しようとするときは、通常の審査のほか、次の確認等を行う。 イ　暫定法第８条の６第４項に基づくＥＰＡ税率適用停止の有無の確認 輸入申告に係る貨物について、暫定法第８条の６第４項の規定に基づくＥＰＡ税率の適用停止の有無の確認を行う。 ロ　締約国原産地証明書についての確認 輸入申告に係る貨物が、令第61条第１項第２号イ後段かっこ書に規定する貨物である場合を除き、同項第２号イに規定する締約国原産地証明書(後記68－５－11(締約国原産地証明書の様式)の規定により定める様式のもの)が添付されているか否か(添付されていない場合等には、同条第５項に規定する税関長が災害その他やむを得ない理由があると認める場合等に当たるか否か。)、更に締約国原産地証明書(令第61条第１項第２号イに規定する原産地証明書をいう。以下同じ。)が添付されているときは、同条第４項及び第６項の規定に基づき、当該締約国原産地証明書が次のすべての要件を満たしているか否かについて確認を行う。 (ｲ) 締約国原産地証明書にあっては、同条第４項の規定に基づき、同項表中の上欄の各号に掲げる協定の区分に応じ、それぞれの同表の中欄に掲げる事項が以下に留意して記載されていること。 (ｉ)　品目に対応する、日本への輸入申告に用いられる仕入書の番号及び日付が所定の欄に記載されていること。 (ⅱ)　締約国原産地証明書を申請した輸出者又は生産者以外の者であって第三国に所在する者が本邦の輸入者に対し仕入書を発行する場合には、次表の第１欄に示す締約国原産地証明書に対応した同第２欄に示す関係欄に、仕入書が第三国で発行される旨(アセアン包括協定原産地証明書においては、第10欄に当該第三国で発行された仕入書の番号及び日付が記入されている場合は記載を要しない。)及び当該仕入書を発行する者の正式名称及び住所の記載を要するものとし、また、第３欄に掲げる留意事項の記載等を要する場合には、当該記載を確認する。	（ＥＰＡ税率を適用する場合の取扱い） 68－５－１　ＥＰＡ税率の適用を受けようとする輸入申告(法第43条の３第１項(法第61条の４において準用する場合を含む。)又は第62条の10の規定による承認の申請(以下この節において「蔵入申請等」という。)が行われた貨物に係るもの又は特例輸入者の特例貨物に係るものを除く。以下この節において「輸入申告」という。)又は蔵入申請等が行われた場合の取扱いについては、次による。 (1) 輸入申告の受理担当審査官による取扱い 受理担当審査官が輸入申告を受理しようとするときは、通常の審査のほか、次の確認等を行う。 イ　暫定法第８条の６第４項に基づくＥＰＡ税率適用停止の有無の確認 輸入申告に係る貨物について、暫定法第８条の６第４項の規定に基づくＥＰＡ税率の適用停止の有無の確認を行う。 ロ　締約国原産地証明書についての確認 輸入申告に係る貨物が、令第61条第１項第２号イ後段かっこ書に規定する貨物である場合を除き、同項第２号イに規定する締約国原産地証明書(後記68－５－11(締約国原産地証明書の様式)の規定により定める様式のもの)が添付されているか否か(添付されていない場合等には、同条第５項に規定する税関長が災害その他やむを得ない理由があると認める場合等に当たるか否か。)、更に締約国原産地証明書(令第61条第１項第２号イに規定する原産地証明書をいう。以下同じ。)が添付されているときは、同条第４項及び第６項の規定に基づき、当該締約国原産地証明書が次のすべての要件を満たしているか否かについて確認を行う。 (ｲ) 締約国原産地証明書にあっては、同条第４項の規定に基づき、同項表中の上欄の各号に掲げる協定の区分に応じ、それぞれの同表の中欄に掲げる事項が記載されていること。 なお、締約国原産地証明書を申請した輸出者又は生産者以外の者であって第三国に所在する者が本邦の輸入者に対し仕入書を発行する場合に、当該締約国原産地証明書の発給時点において、当該貨物の輸入申告の際提出される仕入書の番号が不明であることを理由に当該締約国原産地証明書のうちの仕入書の番号及び日付を記載する欄が空欄になっている場合又は当該輸出者が輸出国において発行する仕入書の番号及び日付が記載されている場合がある。これらの場合には、当該締約国原産地証明書により原産性が証明された貨物と輸入申告された貨物との同一性の確認のため、輸入申告された貨物の輸出国から本邦までの取引関係が確認できる仕入書その他の関係書類を輸入者に求めることとするが、これらの書類が輸入

改正後

なお、当該締約国原産地証明書の発給時点において、当該貨物の輸入申告の際提出される仕入書の番号が不明なときは、上記(ｉ)にかかわらず仕入書の番号及び日付を記載する欄が空欄になっている場合又は当該輸出者が輸出国において発行する仕入書の番号及び日付が記載されている場合がある。これらの場合には、当該締約国原産地証明書により原産性が証明された貨物と輸入申告された貨物との同一性の確認のため、仕入書又は契約書を含む取引関係がわかる書類の提出を輸入者に対し求めることとする。これらの書類が輸入者から提出されない場合は、必要に応じ、後記68－５－21(締約国原産品であることについての確認)に定める手続きをとることとなるので、留意する。

締約国原産地証明書	記載欄	留意事項
メキシコ協定原産地証明書	「11. Remarks:」	―
マレーシア協定原産地証明書	「８. Remarks:」	―
チリ協定原産地証明書	「８. Remarks:」	―
タイ協定原産地証明書	「1. Goods consigned from (Exporter’s business name, address, country)」	―
インドネシア協定原産地証明書	「８. Remarks:」	―
ブルネイ協定原産地証明書	「８. Remarks:」	―
アセアン包括協定原産地証明書	「７. Number and type of packages, description of goods (including quantity where appropriate and HS number of the importing Party)」	第13欄中の「☐ Third country Invoicing」にチェックが付されていること
フィリピン協定原産地証明書	「９. Remarks:」	左記の欄に non-Party invoicing と記入されていること

(iii) メキシコ協定原産地証明書に記載される輸入者については、輸入締

改正前

者から提出されない場合は、必要に応じ、後記68－５－21（締約国原産品であることについての確認）に定める手続きをとることとなるので、留意する。

(ﾛ) 締約国原産地証明書は、同条第４項に規定する締約国原産地証明書の発給につき権限を有する機関(後記68－５－14(締約国原産地証明書の発給機関)による。)により、発給されたものであること。

(ﾊ) 災害等その他やむを得ない理由によりその期間を経過した場合を除き、同条第６項に定める有効期間内のものであること。

(ﾆ) シンガポール協定原産地証明書についての確認

「新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定」(平成14年条約第16号)(以下「シンガポール協定」という。)第31条に基づく原産地証明書(以下「シンガポール協定原産地証明書」という。)にあっては、令第61条第４項の規定に基づき、当該シンガポール協定原産地証明書に係る貨物を送り出した際に発給されたものであるか否かについても確認を行う。

また、シンガポール協定附属書ⅡＡに定める品目別規則(以下この節において「シンガポール協定品目別規則」という。)のうち、関税率表第0301.10号の産品のうちのこい及び金魚以外のものの規則にあっては、「The goods were imported at the stage of fry from a non-Party which is an ASEAN member country where the fry had been born or hatched, and the goods were raised in (日本又はシンガポール) for at least one month.」が、第16類、第18類から第20類までの産品であって東南アジア諸国連合の加盟国又はいずれかの締約国である第三国の材料の使用を認めている規則にあっては、「The goods were produced from（材料名）of a non-Party which is an ASEAN member country.」が、第19類又は第20類の産品であって当該産品の生産に東南アジア諸国連合の加盟国である第三国又はいずれかの締約国の非原産材料であって、第７類、第８類、第11類、第12類又は第17類のものの使用を認める規則にあっては、「The goods were produced from（材料名）of a non-Party which is an ASEAN member country.」及び「(上記の材料名）were produced from（材料名）harvested, picked or gathered in（本邦、シンガポール又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の国名）.」が、第50類から第63類の産品であって東南アジア諸国連合の加盟国である第三国又はいずれかの締約国の材料の使用を認めている規則(以下「繊維製品の規則」という。)にあっては、「The goods were produced from（材料名）with respect to which（作業又は加工の名称）had been conducted in（本邦又

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号)】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
約国に所在する者であって当該輸入締約国に産品を輸入するものに限るので留意する。 (ﾛ) 締約国原産地証明書は、同条第４項に規定する締約国原産地証明書の発給につき権限を有する機関(後記68－５－14(締約国原産地証明書の発給機関)による。)により発給されたものであること。 (ﾊ) 災害その他やむを得ない理由によりその期間を経過した場合を除き、同条第６項に定める有効期間内のものであること。 (ﾆ) 締約国原産地証明書は、単一の船積みに係る産品についてのみ有効なものとする。なお、この場合、当該締約国原産地証明書に２以上の仕入書の番号及び日付が記載されていても無効な扱いとはしないので留意する。 (ﾎ) 非譲許品目のみが記載されている原産地証明書は、有効な締約国原産地証明書として取り扱わないものとする。なお、譲許品目とともに非譲許品目が記載された締約国原産地証明書については、当該譲許品目に係る記載についてのみ有効なものとして取り扱うので留意する。 (ﾍ) 各協定原産地証明書の特徴的留意点 （ｉ） シンガポール品目別規則のうち、関税率表第0301.10号の産品のうちのこい及び金魚以外のものの規則にあっては、「The goods were imported at the stage of fry from a non-Party which is an ASEAN member country where the fry had been born or hatched, and the goods were raised in (日本又はシンガポール) for at least one month.」が、品名の次に記載されるので留意する。 （ⅱ） メキシコ協定原産地証明書の「8．Preference criterion」の欄に「ＴＰＬ」と表示されている場合には、同証明書の「11．Remarks:」の欄に「CERTIFICATE OF ELIGIBILITY ATTACHED」と表示されているとともに、同証明書と同一の貨物を対象としたメキシコ経済省が発給する「Certificate of Eligibility」が添付されていること。 (ⅲ) マレーシア協定原産地証明書の「4.Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS code; Other instances」の欄に本邦の輸入統計品目番号が記載される場合には、このうち初めの６桁について確認を行うものとし、最後の３桁については特段の確認を要しないものとする。また、「6. Quantity or Gross Weight, and FOB Value (Optional)」にＦＯＢ価格が記載される場合には、当該ＦＯＢ価格については、特段の確認を要しないものとする。 (ⅳ) アセアン包括協定原産地証明書の「4．For Official Use」の欄については、特段の記載を要せず、「9. Quantity (gross or net weight or other	は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の国名).」が、それぞれ品名の次に記載されるので留意する。 なお、上記の第19類又は第20類の産品に係る規則及び繊維製品の規則にあっては、東南アジア諸国連合の加盟国である国名の記載に代えて、「ASEAN」と記載することができるので留意する。 (ﾎ)「経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定」(平成17年条約第８号)(以下「メキシコ協定」という。)第39条に基づく原産地証明書(以下「メキシコ協定原産地証明書」という。)にあっては、同証明書の「8．Preference criterion」の欄に「ＴＰＬ」と表示されている場合には、同証明書の「11．Remarks:」の欄に「CERTIFICATE OF ELIGIBILITY ATTACHED」と表示されているとともに、同証明書と同一の貨物を対象としたメキシコ経済省が発給する「Certificate of Eligibility」が添付されていること。 (ﾍ) マレーシア協定原産地証明書についての確認 「経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定」(平成18年条約第７号)(以下「マレーシア協定」という。)第40条に基づく原産地証明書(以下「マレーシア協定原産地証明書」という。)にあっては、「4.Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS code; Other instances」の欄に本邦の輸入統計品目番号が記載される場合には、このうち初めの６桁について確認を行うものとし、最後の３桁については特段の確認を要しない。 また、マレーシア協定附属書２に定める品目別規則(以下「マレーシア協定品目別規則」という。)のうち、東南アジア諸国連合の加盟国である第三国又はいずれかの締約国の材料の使用を認めている規則にあっては、東南アジア諸国連合の加盟国である第三国又はいずれかの締約国の材料名及び当該材料の収穫等がなされた国名が、繊維製品(関税率表第50類から第63類の物品)の規則にあっては、材料名、該当する製造工程又は作業及び当該製造工程又は作業を行った国名が、それぞれ同欄に記載されるので留意する。 なお、これらの材料が東南アジア諸国連合の加盟国である第三国又はいずれかの締約国の産品であるか否かについては、必要に応じて、関係書類の提出を輸入者に求め、適宜確認を行うものとし、関係書類の具体例については、マレーシア協定第50条に定める運用上の手続規則別紙３に掲げる書類とする。

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後

quantity) and value, e.g. FOB if required by exporting Party」の欄に価格が記載される場合には、当該価格については、特段の確認を要しないものとする。

（ｖ） 次表の第１欄の経済連携協定に対応する第２欄の産品について、品目別規則において、インド洋まぐろ類委員会(以下「ＩＯＴＣ」という。)の登録簿への登録により漁獲することを認められた漁船によって得られた材料の使用を認めている規則にあっては、同第３欄に掲げる記載欄に当該材料名、当該漁船の船名、IOTC 登録番号及び当該漁船の国籍が記載されるので留意する。

経済連携協定	対象	記載欄
タイ協定	第16類	タイ協定原産地証明書の、「７.Number and type of packages; description of goods(including quantity where appropriate and HS code of the importing country)」の欄
フィリピン協定	第16類	フィリピン協定原産地証明書の「４.Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS code」の欄

（vi） 次表の第１欄の経済連携協定に対応する第２欄の産品について、品目別規則において、当該産品の生産に東南アジア諸国連合の加盟国である第三国又はいずれかの締約国である第三国の材料の使用を認める規則(以下、「アセアン第三国ルール」という。)が適用される場合は、同第３欄の事項が同第４欄に示す所要欄に記載されるので留意する。

経済連携協定	対象	必要記載内容	記載欄
シンガポール協定	第16類、第18類から第20類までの産品	「The goods were produced from（材料名）of a non-Party which is an ASEAN member country.」	シンガポール協定原産地証明書の、「10 No.&Kind of Packages Description of Goods」の欄に記載される「品名」の後
	第19類又は第20類の産品であっ	「The goods were produced from（材料	

改正前

(ト) タイ協定原産地証明書についての確認

「経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定」(平成19年条約第19号)(以下「タイ協定」という。)附属書２に定める品目別規則(以下「タイ協定品目別規則」という。)のうち、インド洋まぐろ類委員会(以下「IOTC」という。)の登録簿への登録により漁獲することを認められた漁船によって得られた材料の使用を認めている規則にあっては、当該材料名、当該漁船の船名、IOTC 登録番号及び当該漁船の国籍が、東南アジア諸国連合の加盟国である第三国又はいずれかの締約国の材料の使用を認めている規則にあっては、東南アジア諸国連合の加盟国である第三国又はいずれかの締約国の材料名、当該材料の収穫等がなされた国名が、関税率表第61類又は第62類の物品の規則にあっては、材料名、該当する製造工程又は作業及び当該製造工程又は作業を行った国名が、それぞれタイ協定第40条に基づく原産地証明書(以下「タイ協定原産地証明書」という。)の「７.Number and type of packages; description of goods(including quantity where appropriate and HS code of the importing country)」の欄に記載されるので留意する。

なお、これらの材料が東南アジア諸国連合の加盟国である第三国又はいずれかの締約国の産品であるか否かについては、必要に応じて、関係書類の提出を輸入者に求め、適宜確認を行うものとし、関係書類の具体例については、タイ協定第24条に定める運用上の手続規則別紙６に掲げる書類とする。

(チ) インドネシア協定原産地証明書についての確認

「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定」（平成20年条約第２号）（以下「インドネシア協定」という。）附属書２に定める品目別規則（以下「インドネシア協定品目別規則」という。）のうち、繊維製品の規則にあっては、材料名、該当する製造工程又は作業及び当該製造工程又は作業を行った国名が、それぞれインドネシア協定第41条に基づく原産地証明書(以下「インドネシア協定原産地証明書」という。)の「4.Item number(as necessary); marks and numbers of packages; number and kind of packages; description of good(s); HS tariff classification number」の欄に記載されるので留意する。

なお、これらの材料が東南アジア諸国連合の加盟国である第三国又はいずれかの締約国の産品であるか否かについては、必要に応じて、関係書類の提出を輸入者に求め、適宜確認を行うものとし、関係書類の具体例については、インドネシア協定第50条に定める運用上の手続規則別紙３に掲げ

改正後

	て当該産品の生産に第７類、第８類、第11類、第12類又は第17類の東南アジア諸国連合の加盟国である第三国又はいずれかの締約国である第三国の非原産材料の使用を認めるもの	名）of a non-Party which is an ASEAN member country.」及び「（上記の材料名）were produced from（材料名）harvested, picked or gathered in（本邦、シンガポール又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の国名）.」	
マレーシア協定	第16類、第18類から第20類の産品	東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の材料名及び当該材料の収穫等がなされた国名	マレーシア協定原産地証明書の、「4.Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS code; Other instances」の欄
	第19類又は第20類の産品	東南アジア諸国連合の加盟国である第三国又はいずれかの締約国の材料名及び当該材料の収穫等がなされた国名	
タイ協定	第７類、第16類、第18類から第20類の産品	東南アジア諸国連合の加盟国である第三国又はいずれかの締約国の材料名、当該材料の収穫等がなされた国名	タイ協定原産地証明書の、「７.Number and type of packages; description of goods(including quantity where appropriate and HS code of the importing country)」の欄

改正前

る書類とする。

（リ） ブルネイ協定原産地証明書についての確認

「経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定」（平成20年条約第６号）（以下「ブルネイ協定」という。）附属書２に定める品目別規則（以下「ブルネイ協定品目別規則」という。）のうち、東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の材料の使用を認めている規則にあっては、材料名、該当する製造工程又は作業及び当該製造工程又は作業を行った国名が、繊維製品の規則にあっては、材料名、該当する製造工程又は作業及び当該製造工程又は作業を行った国名が、それぞれブルネイ協定第37条に基づく原産地証明書(以下「ブルネイ協定原産地証明書」という。)の「4. Item number(as necessary); Marks and numbers ; Number and kind of packages; Description of good(s); HS tariff classification number」の欄に記載されるので留意する。

なお、これらの材料が東南アジア諸国連合の加盟国である第三国又はいずれかの締約国の産品であるか否かについては、必要に応じて、関係書類の提出を輸入者に求め、適宜確認を行うものとし、関係書類の具体例については、ブルネイ協定第45条に定める運用上の手続規則別紙３に掲げる書類とする。

改正後	改正前
ブルネイ協定	第４類、第11類、第16類から第20類、第29類の産品	東南アジア諸国連合の加盟国である第三国又はいずれかの締約国の材料名、当該材料の収穫等がなされた国名	ブルネイ協定原産地証明書の、「4. Item number(as necessary); Marks and numbers ; Number and kind of packages; Description of good(s); HS tariff classification number」の欄	
フィリピン協定	第18類又は第20類の産品	東南アジア諸国連合の加盟国である第三国又はいずれかの締約国の材料名、当該材料の収穫等がなされた国名	フィリピン協定原産地証明書の「４ .Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS code」の欄	

なお、上記シンガポール協定に係る第19類又は第20類の産品に係る規則にあっては、東南アジア諸国連合の加盟国である国名の記載に代えて、「ASEAN」と記載することができるので留意する。

(vii) 次表の第１欄の経済連携協定に対応する第２欄の産品について、品目別規則において、当該産品の生産に東南アジア諸国連合の加盟国である第三国又はいずれかの締約国である第三国の材料の使用を認める規則(以下、「繊維製品の規則」という。)が適用される場合は、材料名、該当する製造工程又は作業及び当該製造工程又は作業を行った国名(シンガポール協定にあっては、「The goods were produced from（材料名）with respect to which（作業又は加工の名称）had been conducted in（本邦又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の国名）.」)が同第４欄に示す所要の記載欄に記載されるので留意する。

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前

経済連携協定	対象	記載欄
シンガポール協定	第50類から第63類の産品	シンガポール協定原産地証明書の、「10 No.&Kind of Packages Description of Goods」の欄に記載される「品名」の後
マレーシア協定	第50類から第63類の産品	マレーシア協定原産地証明書の、「4.Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS code; Other instances」の欄
タイ協定	第61類又は第62類の産品	タイ協定原産地証明書の、「７.Number and type of packages; description of goods(including quantity where appropriate and HS code of the importing country)」の欄
インドネシア協定	第50類から第63類の産品	インドネシア協定原産地証明書の、「4. Item number(as necessary); marks and numbers of packages; number and kind of packages; description of good(s); HS tariff classification number」の欄
ブルネイ協定	第50類から第63類の産品	ブルネイ協定原産地証明書の、「4. Item number(as necessary); Marks and numbers ; Number and kind of packages; Description of good(s); HS tariff classification number」の欄
フィリピン協定	第50類から第63類の産品	フィリピン協定原産地証明書の「４.Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS code」の欄

なお、上記シンガポール協定に係る第50類から第63類の産品に係る規則にあっては、東南アジア諸国連合の加盟国である国名の記載に代えて、「ASEAN」と記載することができるので留意する。

また、繊維製品の規則の適用に当たって、次表の第１欄の経済連携協定に対応する第２欄に掲げる解説を参考にするので留意する。

経済連携協定	運用上の手続規則
マレーシア協定	マレーシア運用上の手続規則別紙４
タイ協定	タイ運用上の手続規則別紙７
インドネシア協定	インドネシア運用上の手続規則別紙４

改正後

ブルネイ協定	ブルネイ運用上の手続規則別紙４
フィリピン協定	フィリピン運用上の手続規則別紙４

(ⅷ)　アセアン第三国ルール等の確認書類

上記のルールが適用されている場合、当該材料が東南アジア諸国連合の加盟国である第三国又はいずれかの締約国の産品であるか否かについては、必要に応じて、関係書類の提出を輸入者に求め、適宜確認を行うものとし、関係書類の具体例については、次表第２欄の書類とする。

経済連携協定	適宜確認を行う関係書類の例
マレーシア協定	マレーシア運用上の手続規則別紙３に掲げる書類
タイ協定	タイ運用上の手続規則別紙６に掲げる書類
インドネシア協定	インドネシア運用上の手続規則別紙３に掲げる書類
ブルネイ協定	ブルネイ運用上の手続規則別紙３に掲げる書類
フィリピン協定	フィリピン運用上の手続規則別紙３に掲げる書類

ハ　非原産国における積替え等に関する確認

輸入申告に係る貨物が、経済連携協定の締約国(令第61条第１項第２号イに規定する締約国をいう。以下同じ。)からのものにあっては、令第61条第１項第２号ロ(1)又は(2)に該当するものであるときは、当該貨物の課税価格の総額が20万円以下である場合を除き、通し船荷証券の写し等の同項第２号ロに規定する運送要件証明書が添付されていること及びそれぞれその記載事項の確認を行う。

なお、運送要件証明書(令第61条第１項第２号ロに規定する書類をいう。以下同じ。)として同項第２号ロに規定する書類のうち、通し船荷証券の写し又は当該貨物について積替え等がされた非原産国の税関その他の権限を有する官公署が発給した証明書を提出することができないことにつき相当の理由があると認められるときは、同項第２号ロ(1)若しくは(2)に該当することを証する書類の提出(これが不可能であるときは、積替地等についての締約国原産地証明書への記載)をもって、運送要件証明書として同項第２号ロに規定する書類のうち、その他税関長が適当と認める書類の提出があったものとして取り扱って差し支えない。この場合においても、当該貨物が締約国原産品(令第61条第１項第２号イに規定する原産品をいう。以下同じ。)であることを確認する必要があるので、留意する。

(2)　蔵入申請等の受理担当審査官による取扱い

改正前

ハ　非原産国における積替え等に関する確認

輸入申告に係る貨物が、経済連携協定の締約国(令第61条第１項第２号イに規定する締約国をいう。以下同じ。)からのものにあっては、令第61条第１項第２号ロ(1)又は(2)に該当するものであるときは、当該貨物の課税価格の総額が20万円以下である場合を除き、通し船荷証券の写し等の同項第２号ロに規定する運送要件証明書が添付されていること及びそれぞれその記載事項の確認を行う。

なお、運送要件証明書(令第61条第１項第２号ロに規定する書類をいう。以下同じ。)として同項第２号ロに規定する書類のうち、通し船荷証券の写し又は当該貨物について積替え等がされた非原産国の税関その他の権限を有する官公署が発給した証明書を提出することができないことにつき相当の理由があると認められるときは、同項第２号ロ(1)若しくは(2)に該当することを証する書類の提出(これが不可能であるときは、積替地等についての締約国原産地証明書への記載)をもって、運送要件証明書として同項第２号ロに規定する書類のうち、その他税関長が適当と認める書類の提出があったものとして取り扱って差し支えない。この場合においても、当該貨物が締約国原産品(令第61条第１項第２号イに規定する原産品をいう。以下同じ。)であることを確認する必要があるので、留意する。

(2)　蔵入申請等の受理担当審査官による取扱い

受理担当審査官が蔵入申請等を受理しようとするときの取扱いは、上記(1)

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
受理担当審査官が蔵入申請等を受理しようとするときの取扱いは、上記(1)を準用する。この場合において、「輸入申告」とあるのは「蔵入申請等」と、「同条第５項」とあるのは「令第36条の３第３項又は第51条の12第３項」と、「同条第４項又は第６項」とあるのは「令第61条第４項及び第６項」と読み替えるものとする。 (3) 郵便物についての取扱い ＥＰＡ税率の適用を受けようとする郵便物についての法第76条第１項ただし書の規定による検査その他当該郵便物に係る税関の審査については、上記(1)に準ずる。	を準用する。この場合において、「輸入申告」とあるのは「蔵入申請等」と、「同条第５項」とあるのは「令第36条の３第３項又は第51条の12第３項」と、「同条第４項又は第６項」とあるのは「令第61条第４項及び第６項」と読み替えるものとする。 (3) 郵便物についての取扱い ＥＰＡ税率の適用を受けようとする郵便物についての法第76条第１項ただし書の規定による検査その他当該郵便物に係る税関の審査については、上記(1)に準ずる。

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>

（経済連携協定原産品の認定の基準）

68－５－２　経済連携協定における関税についての特別の規定による便益による税率を適用する場合において、輸入貨物が当該経済連携協定の締約国原産品とされるものであるかの認定については、次の表の第１欄に掲げる経済連携協定に対応する同表第２欄に掲げる原産地規則に関する規定に基づき行うものとする。

なお、これらの規定は、協定税率の適用、原産地表示等他の目的のための原産地認定には適用されないので、留意する。

<table>
<tr><th>経済連携協定</th><th>原産地規則に係る規定</th></tr>
<tr><td>シンガポール協定</td><td>シンガポール協定第３章第22条から第26条及び新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定を改正する議定書第５条から第11条</td></tr>
<tr><td>メキシコ協定</td><td>メキシコ協定第４章第22条から第28条まで、第34条及び第38条</td></tr>
<tr><td>マレーシア協定</td><td>マレーシア協定第３章第27条から第31条、第33条及び第34条</td></tr>
<tr><td>チリ協定</td><td>チリ協定第４条第29条から第34条及び第54条</td></tr>
<tr><td>タイ協定</td><td>タイ協定第３章第27条から第31条、第33条及び第34条</td></tr>
<tr><td>インドネシア協定</td><td>インドネシア協定第３章第28条から第32条、第34条及び第35条</td></tr>
<tr><td>ブルネイ協定</td><td>ブルネイ協定第３章第23条から第27条、第30条及び第31条</td></tr>
<tr><td>アセアン包括協定</td><td>アセアン包括協定第３章第23条から第30条、及び第32条から第35条</td></tr>
<tr><td>フィリピン協定</td><td>フィリピン協定第３章第28条から第32条、及び第34条から第39条</td></tr>
</table>

（削　除）

</td><td>

（シンガポール原産品の認定の基準）

68－５－２　シンガポール協定における関税についての特別の規定による便益による税率(以下「シンガポール税率」という。)を適用する場合において、輸入貨物がシンガポール協定第３章の規定に基づきシンガポールの原産品とされるもの(以下この節において(シンガポール原産品)という。)であるかの認定については、同協定第22条から第26条までの規定及び新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定を改正する議定書第５条から第11条までの規定に基づき、次により行う。

なお、当該規定は、協定税率の適用、原産地表示等他の目的のためのシンガポールに係る原産地の認定には適用されないので留意する。

(1) シンガポール原産品とは、次のいずれかの産品に該当する産品とする。

イ　シンガポールにおいて完全に得られ又は生産された産品

ロ　シンガポール又は本邦(シンガポール協定第24条を適用する場合)の原産材料のみからシンガポールにおいて完全に生産される産品

ハ　当該貨物の生産が２以上の国又は地域にわたる場合には、シンガポールに

</td></tr>
</table>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号)】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
	おいて「十分な変更」が加えられた産品 (2) 上記(1)のイにおいて、シンガポールにおいて完全に得られ又は生産されたものとは、次のいずれかの産品に該当する産品をいう。 イ　生きている動物であって、シンガポールの領域において生まれ、かつ、成育されたもの ロ　シンガポールの領域において狩猟、わなかけ、漁ろう、採集又は捕獲により得られた動物 ハ　シンガポールの領域において生きている動物から得られた産品 ニ　シンガポールの領域において収穫され、採取され又は採集された植物及び植物性生産品 ホ　シンガポールの領域において抽出され又は採掘された鉱物その他の天然の物質(イからニまでに規定するものを除く。) ヘ　シンガポールの領海外において、次のすべての条件を満たす船舶により海から得られた水産品その他の産品 (ｉ)　シンガポールにおいて登録されて航行すること。 (ii)　シンガポールの旗を掲げていること。 (iii)　シンガポール若しくは本邦若しくはシンガポール及び本邦の国民又は法人(注)(シンガポール又は本邦に本店を有する法人であって、代表者、役員会の長及び当該役員会の構成員の過半数がシンガポール若しくは本邦又はシンガポール及び本邦の国民であり、かつ、シンガポール若しくは本邦若しくはシンガポール及び本邦の国民又は法人が51%以上の持分を所有しているものに限る。）が51%以上の持分を所有していること。 (iv)　船長、上級乗組員及び乗組員の総数の75%以上がシンガポール若しくは本邦若しくはシンガポール及び本邦又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の国民であること。 注　ヘ及びトの規定の適用上、「法人」とは、営利目的であるかないか、また、民間の所有であるか政府の所有であるかを問わず、関係の法律に基づいて適正に設立され又は組織される法定の事業体（社団、信託、組合、合弁企業、個人企業及び団体を含む。）をいう。 ト　シンガポールの領海外において、次のすべての条件を満たす工船の船上において得られ、又は生産された産品(ヘに規定する産品から生産された産品に限る。) (ｉ)　シンガポールにおいて登録されていること。 (ii)　シンガポールの旗を掲げて航行すること。

改正後	改正前
	(iii)　シンガポール若しくは本邦若しくはシンガポール及び本邦の国民又は法人(シンガポール又は本邦に本店を有する法人であって、代表者、役員会の長及び当該役員会の構成員の過半数がシンガポール若しくは本邦又はシンガポール及び本邦の国民であり、かつ、シンガポール若しくは本邦若しくはシンガポール及び本邦の国民又は法人が51%以上の持分を所有しているものに限る。)が51%以上の持分を所有していること。 (iv)　船長、上級乗組員及び乗組員の総数の75%以上がシンガポール若しくは本邦若しくはシンガポール及び本邦又は東南アジア諸国連合の加盟国である第３国の国民であること。 チ　海洋法に関する国際連合条約に従い、シンガポールの領海外の海底又はその地下から得られた産品 リ　シンガポールの領域において収集された産品であって、当該領域において本来の目的を果たすことができず、回復又は修理が不可能であり、かつ、処分又は部品若しくは原材料の回収のみに適するもの ヌ　シンガポールの領域における製造若しくは加工作業又は消費から生じたくず及び廃品であって、処分又は原材料の回収のみに適するもの ル　本来の目的を果たすことができず、かつ、回復又は修理が不可能な産品から、シンガポールの領域において回収された部品又は原材料 ヲ　シンガポールの領域においてイからルまでに規定する産品のみから得られ又は生産された産品 (3)「十分な変更」とは、シンガポール協定品目別規則を満たす変更(２以上の規則が掲げられている場合には、いずれか１つを満たせば足りる。)をいう。 シンガポール協定品目別規則は、それぞれの品目毎に、関税分類の異なる材料の使用を求めるシンガポール協定品目別規則(以下この節において「関税分類変更基準を用いたシンガポール協定品目別規則」という。)、特定の製造又は加工作業を行うことを求めるシンガポール協定品目別規則(以下この節において「特定加工基準を用いたシンガポール協定品目別規則」という。)又は付加価値基準を用いたシンガポール協定品目別規則からなっており、関税分類変更基準を用いたシンガポール協定品目別規則及び特定加工基準を用いたシンガポール協定品目別規則の取扱いについては後記68－５－３(関税分類変更基準又は特定加工基準を用いた品目別規則の取扱い)により、付加価値基準を用いたシンガポール協定品目別規則の取扱いについては後記68－５－４(付加価値基準を用いたシンガポール協定品目別規則の取扱い)による。 ただし、次の(4)に掲げる行為のみによって当該変更が更に生じた場合には

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号)】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
	「十分な変更」とはみなさないものとする。 (4) 次に掲げる作業は、「十分な変更」とはみなさない。また、一旦シンガポール原産品と認定された貨物が、その認定後、非原産国において、当該作業のみが行われた場合には、その産品はシンガポール原産品としての資格を維持するものとする。 イ　輸送又は保存の間に当該貨物を良好な状態に保存することを確保する作業(乾燥、冷凍、塩水漬け等)その他これに類する作業 ロ　改装及び仕分け ハ　当該貨物又はその包装にマーク、ラベルその他これらに類する識別表示を付すこと。 ニ　組み立てられたものを分解すること。 ホ　瓶、ケース及び箱に詰めることその他の単なる包装作業 ヘ　単なる切断(例えば、生地を特定の大きさ又は形に切断すること。) ト　単なる混合(例えば、小石と砂利とを混ぜ合わせること。) チ　完成品にするための単なる部品の組立て(例えば、ねじ回しで家具を組み立てること。) リ　物品を単にセットにすること。 ヌ　上記イからリまでの作業のうち二以上の作業の組合せ (5) シンガポール協定第24条の取扱いについては、次による。 イ　シンガポール原産品の認定において、当該貨物の生産が本邦及びシンガポールの双方で行われた場合には、これらの生産はシンガポールで行われたものとみなす。 ロ 「シンガポールにおいて一又は二以上の生産者が異なる段階において生産を行う場合であっても、これらはすべてシンガポールにおける生産とする」とは、当該貨物の生産において、その一部の工程が、シンガポールにおいて１又は複数の製造者によって断続的に(すなわち、途中の工程が本邦及びシンガポール以外の国において)なされた場合であっても、シンガポールで行われたこれらのすべての工程は、シンガポールにおいて行われた生産であるとみなす。 (6) シンガポール協定第25条の規定については、同協定附属書ⅡＡ第１節注釈３に具体的規定があるので留意する。 (7) 在庫において混在している代替性のある原産材料及び非原産材料が産品の生産に使用される場合、又は代替性のある原産品及び非原産品が在庫において混在している場合には、シンガポール協定第28条のＡの規定により、シンガポールの領域において一般的に認められている会計原則に基づく在庫管理方式に従

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
	って決定することができる。

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号)】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
（削　除）	（メキシコ協定原産品の認定の基準） 68－５－２の２　メキシコ協定における関税についての特別の規定による便益による税率(以下「メキシコ税率」という。)を適用する場合において、輸入貨物がメキシコ協定第４章の規定に基づきメキシコの原産品とされるもの(以下この節において「メキシコ協定原産品」という。)であるかの認定については、同協定第22条から第28条まで、第34条、第36条及び第38条の規定に基づき、次により行う。また、セット、キット又は複合的な産品・間接材料・附属品、予備部品及び工具・小売用の包装材料及び包装容器・船積み用のこん包材料及びこん包容器については、同協定第29条から第33条までの規定に基づき、下記68－５－３(関税分類変更基準又は特定加工基準を用いた品目別規則の取扱い)により行う。 なお、これらの規定は、協定税率の適用、原産地表示等他の目的のためのメキシコに係る原産地の認定には適用されないので、留意する。 (1) メキシコ協定原産品とは、次のいずれかの産品に該当する産品とする。 イ　日本又はメキシコの一方又は双方の区域(以下この節において「日メキシコ両国域内」という。)において完全に得られ又は生産される産品 ロ　日メキシコ両国域内において原産材料のみから完全に生産される産品 ハ　非原産材料を使用して日メキシコ両国域内において完全に生産される産品であって、メキシコ協定附属書４に定める品目別規則(以下この節において「メキシコ協定品目別規則」という。)に定める要件及び同協定第４章の他のすべての関連する要件を満たすもの ニ　日メキシコ両国域内において完全に生産される産品(定率法別表の第61類から第63類までの産品を除く。)であって、その生産に使用される一又は二以上の非原産材料について、定率法別表の関税率表の解釈に関する通則(以下この節において「通則」という。) 2 (a)が適用されることによって、又は定率法別表の項又は号の規定が産品自体と当該産品の部分品の双方を明示的に記述し、部分品についての定率法別表の号の規定を有していないことから、関税分類の変更が行われないもの(ただし、メキシコ協定附属書４に別段の定めがある場合を除くほか、同協定第23条の規定に従って決定される域内原産割合が50%以上であり、同協定第４章の他のすべての関連する要件を満たすことを条件とする。) (2) 上記(1)のイにおいて、日メキシコ両国域内において完全に得られ又は生産されたものとは、次のいずれかの産品に該当する産品をいう。 イ　日メキシコ両国域内において採取される鉱物性生産品 ロ　日メキシコ両国域内において収穫される植物性生産品

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号)】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
	ハ　生きている動物であって、日メキシコ両国域内において生まれ、かつ、成育されたもの ニ　日メキシコ両国域内において狩猟又は漁ろうにより得られる産品 ホ　メキシコの船舶により、メキシコの領海外の海から得られる魚介類その他の水産品 ヘ　メキシコの工船上において上記ホに規定する産品から生産される産品 ト　メキシコ又はメキシコの者により、メキシコの領海外の海底又はその下から得られる産品。ただし、メキシコが当該海底を開発する権利を有することを条件とする。 チ　日メキシコ両国域内における生産から生じ又は得られる廃品及びくず、又は中古の産品であって、日メキシコ両国域内において収集されるもの(当該産品が原材料の回収のみに適するものであるものに限る。)から生じ又は得られる廃品及びくず リ　日メキシコ両国域内において専ら上記イからチまでに規定する産品又はそれらの派生物から生産される産品(いずれの段階で生産されるものであるかを問わない。) なお、上記ホ及びヘにおいて「メキシコの船舶」及び「メキシコの工船」とは、それぞれ、メキシコ協定第38条(c)に定めるとおり、次のすべての条件を満たす船舶及び工船をいう。 (ｉ)　メキシコにおいて登録されていること (ⅱ)　メキシコの旗を掲げて航行すること (ⅲ)　メキシコの国民又は企業(メキシコに本店を有する企業であって、経営者又は代表者、役員会の長及び当該役員会の構成員の過半数がメキシコ国民であるものに限る。当該企業が組合又は有限会社である場合には、さらに、資本の額の少なくとも半分がメキシコ若しくはメキシコの公的機関又はメキシコ国民若しくは企業に属するものに限る。)が50%以上の持分を所有していること (ⅳ)　船長及び上級乗組員のすべてがメキシコ国民であること (ｖ)　乗組員の75%以上がメキシコ国民であること (3) メキシコ協定原産品の認定上、メキシコ協定品目別規則に定める関連する関税分類の変更が行われる非原産材料を使用し、かつ、同規則に定める他の要件を満たす産品の生産は、日メキシコ両国域内において完全に行われなければならず、また、当該産品の域内原産割合は、日メキシコ両国域内において完全に満たさなければならない。 メキシコ協定品目別規則は、それぞれの品目毎に、関税分類の異なる材料の

改正後	改正前
	使用を求めるメキシコ協定品目別規則(以下この節において「関税分類変更基準を用いたメキシコ協定品目別規則」という。)、特定の製造又は加工作業を行うことを求めるメキシコ協定品目別規則(以下この節において「特定加工基準を用いたメキシコ協定品目別規則」という。)又は域内原産割合を用いたメキシコ協定品目別規則からなっており、関税分類変更基準及び特定加工基準を用いたメキシコ協定品目別規則の取扱いについては後記68－５－３(関税分類変更基準又は特定加工基準を用いた品目別規則の取扱い)により、域内原産割合を用いたメキシコ協定品目別規則の取扱いについては後記68－５－４の２(域内原産割合を用いたメキシコ協定品目別規則の取扱い)による。 ただし、次の(4)に掲げる作業が行われることのみを理由としてメキシコ協定原産品とはならない。メキシコ協定第34条に規定する次のものは、メキシコ協定品目別規則に優先するものである。 (4) 次に掲げる作業は、メキシコ協定原産品としての資格を与えることとはならない。 イ　産品の特性を実質的に変更しない水又は他の物質による希釈 ロ　産品の維持のために輸送中又は保管中に行う単純な作業(通気、冷却、損傷部分の除去、乾燥、物質の添加等) ハ　ふるい分け、分類又は選択 ニ　こん包、再こん包又は小売用の包装 ホ　セット、キット又は複合的な産品を構成する産品の収集 ヘ　印章、ラベルその他これらに類する識別のための記号の使用 ト　洗浄(粉じん、酸化物、油、塗料その他の被覆の除去を含む。) チ　通則２(a)の規定に従って一の産品として分類される部品及び構成品の単なる収集(包装、取扱い又は運送の便宜を考慮してあらかじめ分解されたメキシコ協定原産品の部品及び構成品の収集は含まない。) リ　部品又は構成品への産品の単なる分解(包装、取扱い又は運送の便宜を考慮してあらかじめ組み立てられたメキシコ協定原産品の分解は含まない。) (5) 産品の生産に使用する非原産材料であって、メキシコ協定品目別規則に定める関税分類の変更が行われないすべてのものの価額が当該産品の取引価額の10%以下であり、かつ、当該産品がメキシコ協定第４章の他のすべての関連する要件を満たす場合には、同協定第25条の規定により、メキシコ協定原産品とされる。当該規定を適用した場合には、メキシコ協定原産地証明書の「9. Other instances」の欄に「ＤＭＩ」と表示される。 (6) 産品の生産者は、域内原産割合を用いたメキシコ協定品目別規則の域内原産割合の決定に当たり、メキシコ協定第26条の規定により、自己生産の材料を同

改正後	改正前
	条に規定する中間材料(以下この節において「中間材料」という。)として指定することができる。当該規定を適用した場合には、メキシコ協定原産地証明書の「9．Other instances」の欄に「ＩＭ」と表示される。 ただし、当該中間材料が域内原産割合を用いたメキシコ協定品目別規則の対象となる場合には、当該中間材料の域内原産割合は45%以上でなければならない。この場合において、当該中間材料の価額は、統一規則の附属書１に規定されるとおり、租税関係報告、財務関係報告、社内管理、財務計画等、企業の社内管理で用いられる方法を用いることができるが、メキシコ協定第４章の規定の脱法行為を目的とすると認められる場合には、合理的な方法とはみなされないので、留意する。 (7) 産品の生産者は、当該産品がメキシコ協定原産品としての要件を満たす場合には、メキシコ協定第27条の規定により、当該産品に組み込まれている材料について、日メキシコ両国域内における第三者による生産を自らによる生産と累積することができる。当該規定を適用した場合には、メキシコ協定原産地証明書の「9．Other instances」の欄に「ＡＣＵ」と表示される。この場合、生産者は、自己の生産した産品がメキシコ協定原産品であるか否かを確認するに当たり、使用した材料(一次材料)が原産材料であるか否かを確認するため、一次材料の材料(二次材料)に遡って累積することとなるので、累積の適用は、一回となることに留意する。 なお、シンガポール協定においては、一又は複数の生産者によって継続的に行われる工程であれば、途中の工程が本邦及びシンガポール以外の国においてなされた場合であっても、シンガポールにおいて行われた生産であるとみなされるが、メキシコ協定においては、日メキシコ両国域内における生産に限られるので、留意する(前記68－５－２の(5)のロ参照)。 (8) 在庫において混在している代替性のある原産材料及び非原産材料が産品の生産に使用される場合、又は代替性のある原産品及び非原産品が在庫において混在している場合には、メキシコ協定第28条の規定により、同条３に規定する先入れ先出し方式、後入れ先出し方式又は平均方式のいずれかの在庫管理方式に従って決定することができる。当該規定を適用した場合には、メキシコ協定原産地証明書の「9．Other instances」の欄に「ＦＧＭ」と表示される。

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
（削　除）	（マレーシア原産品の認定の基準） 68－５－２の３　マレーシア協定における関税についての特別の規定による便益による税率（以下「マレーシア税率」という。）を適用する場合において、輸入貨物がマレーシア協定第３章の規定に基づきマレーシアの原産品とされるもの(以下この節において「マレーシア原産品」という。)であるかの認定については、同協定第27条から第31条、第33条及び第34条の規定に基づき次により行う。 なお、これらの規定は、協定税率の適用、原産地表示等他の目的のためのマレーシアに係る原産地認定には適用されないので、留意する。 (1) マレーシア原産品とは、次のいずれかの産品に該当する産品とする。 イ　マレーシアの領域において完全に得られ、又は生産される産品 ロ　マレーシア又は本邦(マレーシア協定第29条１を適用する場合)の原産材料のみからマレーシアの領域において完全に生産される産品 ハ　非原産材料を使用してマレーシアの領域において完全に生産される産品であって、マレーシア協定附属書２及びマレーシア協定第３章のすべての関連する要件を満たすもの。この場合、附属書２において２つ以上の規則が掲げられている規則は、いずれか１つを満たせば足りるものとする。 (2) 上記(1)のイにおいて、マレーシアの領域において完全に得られ、又は生産される産品とは、次のいずれかの産品に該当する産品をいう。 イ　生きている動物であって、マレーシアの領域において生まれ、かつ、成育されたもの ロ　マレーシアの領域において狩猟、わなかけ、漁ろう、採集又は捕獲により得られる動物 ハ　マレーシアの領域において生きている動物から得られる産品 ニ　マレーシアの領域において収穫され、採取され、又は採集される植物及び植物性生産品 ホ　マレーシアの領域において抽出され、又は得られる鉱物その他の天然物質(イからニまでに規定するものを除く。) ヘ　マレーシアの船舶により、マレーシア又は本邦の領海に属しない海から得られる水産物その他の産品 ト　マレーシアの領海外におけるマレーシアの工船上においてへに規定する産品から生産される産品 チ　マレーシアの領海外の海底又はその下から得られる産品。ただし、マレーシアが、海洋法に関する国際連合条約に基づき、当該海底又はその下を開発する権利を有することを条件とする。

改正後	改正前
	リ　マレーシアの領域において収集される産品であって、当該領域において本来の目的を果たすことができず、回復又は修理が不可能であり、かつ、処分又は部品若しくは原材料の回収のみに適するもの ヌ　マレーシアの領域における製造若しくは加工作業又は消費から生ずるくず及び廃品であって、処分又は原材料の回収のみに適するもの ル　本来の目的を果たすことができず、かつ、回復又は修理が不可能な産品から、マレーシアの領域において回収される部品又は原材料 ヲ　マレーシアの領域においてイからルまでに規定する産品のみから得られ、又は生産される産品 なお、上記ヘ及びトにおいて「マレーシアの船舶」及び「マレーシアの工船」とは、それぞれ、マレーシア協定第27条(d)に定めるとおり、次のすべての条件を満たす船舶及び工船をいう。 (ⅰ)　マレーシアにおいて登録されていること。 (ⅱ)　マレーシアの旗を掲げて航行すること。 (ⅲ)　マレーシアの国民又は法人(マレーシアの領域に本店を有する法人であって、代表者、役員会の長及び当該役員会の構成員の過半数がマレーシア国民であり、かつ、マレーシアの国民又は法人が51%以上の持分を所有しているものに限る。)が51%以上の持分を所有していること。 (ⅳ)　船長、上級乗組員及び乗組員の総数の75%以上がマレーシア、本邦又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の国民であること。 (3) マレーシア協定第29条の取扱いについては、次による。 マレーシア協定第29条１の規定の規定により、マレーシアの領域において産品を生産するための材料として使用される本邦の原産品は、マレーシア原産材料とみなすことができる。また、マレーシア協定第29条２から、マレーシアで生産された産品がマレーシア原産品であるか否かを決定するため原産資格割合を算定するに際し、本邦又はマレーシアで生産された非原産材料を産品の生産の一次材料として使用する場合において、原産資格割合の計算式の非原産材料価額に算入する額については、当該一次非原産材料の生産に使用される非原産材料(二次非原産材料)の価額に限定することができる。なお、この場合当該一次非原産材料の生産に使用される原産材料(二次原産材料)には、本邦の原産材料も含むことになるので留意する。なお、当該規定を適用した場合には、マレーシア協定原産地証明書の「5.Preference Criterion」の欄に「ＡＣＵ」と表示される。 (4) マレーシア協定第30条の規定については、同協定附属書２第１節一般的注釈に具体的規定があるので留意する。なお、当該規定を適用した場合には、マ

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号)】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
	レーシア協定原産地証明書の「5.Preference Criterion」の欄に「ＤＭＩ」と表示される。 (5) マレーシア協定附属書２において、関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工作業の要件を定めた品目別規則について、次に掲げる作業が行われることのみによって当該品目別規則を満たすものとはしてはならないので、留意する。 イ　輸送又は保存の間に産品を良好な状態に保存することを確保する作業(乾燥、冷凍、塩水漬け等)その他これに類する作業 ロ　改装及び仕分 ハ　組み立てられたものを分解する作業 ニ　瓶、ケース及び箱に詰めることその他の単純な包装作業 ホ　通則２(a)の規定に従って１の産品として分類される部品及び構成品の収集 ヘ　物品を単にセットにする作業 ト　イからヘまでの作業の組合せ (6) マレーシア協定第33条の規定の取扱いについては、次による。 イ　マレーシア協定第28条から第31条までの関連規定の要件を満たし、かつ、通則２(a)の規定により完成品として関税分類される産品について、巨大な貨物である等の理由により輸入時に組み立ててないか又は分解してある状態であっても、マレーシア原産品となる。 ロ　マレーシアの領域において、組み立ててないか又は分解してある材料から組み立てられる産品であり、その材料が通則２(a)の規定により完成品として関税分類される産品としてマレーシアの領域に輸入されるものについては、当該組み立ててないか又は分解してある産品の非原産材料が個別にマレーシアの領域に輸入された場合に、上記の完成品の品目別規則及び関連する要件を満たす場合は、マレーシア原産品となる。 (7) 在庫において混在している代替性のある原産材料及び非原産材料が産品の生産に使用される場合、又は代替性のある原産品及び非原産品が在庫において混在している場合には、マレーシア協定第34条の規定により、マレーシアの領域において一般的に認められている会計原則に基づく在庫管理方式に従って、マレーシアの原産材料であるか否か、又はマレーシア原産品であるか否かを決定することができる。なお、当該規定を適用した場合には、マレーシア協定原産地証明書の「5.Preference Criterion」の欄に「ＦＧＭ」と表示される。

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
（削　除）	（チリ原産品の認定の基準） 68－５－２の４　「戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定」(平成19年条約第８号)(以下「チリ協定」という。)における関税についての特別の規定による便益による税率(以下「チリ税率」という。)を適用する場合において、輸入貨物がチリ協定第４章の規定に基づきチリの原産品とされるもの(以下この節において「チリ原産品」という。)であるかの認定については、同協定第29条から第34条まで、及び第54条の規定に基づき、次により行う。また、セット、キット又は複合的な産品・間接材料・附属品、予備部品及び工具・小売用の包装材料及び包装容器・船積み用のこん包材料及びこん包容器については、同協定第35条から第39条までの規定に基づき、下記68－５－３(関税分類変更基準又は特定加工基準を用いた品目別規則の取扱い)により行う。 　なお、これらの規定は、協定税率の適用、原産地表示等他の目的のためのチリに係る原産地の認定には適用されないので、留意する。 (1) チリ原産品とは、次のいずれかの産品に該当する産品とする。 イ　チリにおいて完全に得られ又は生産される産品 ロ　チリ又は本邦(チリ協定第33条を適用する場合)の原産材料のみからチリにおいて完全に生産される産品 ハ　非原産材料を使用してチリにおいて完全に生産される産品であって、チリ協定附属書２に定める品目別規則(以下この節において「チリ協定品目別規則」という。)に定める要件及び同協定第４章の他のすべての関連する要件を満たすもの ニ　チリにおいて完全に生産される産品(定率法別表の第61類から第63類までの産品を除く。)であって、その生産に使用される一又は二以上の非原産材料について、通則２(a)が適用されることによって、又は定率法別表の項又は号の規定が産品自体と当該産品の部分品の双方を明示的に記述し、部分品についての定率法別表の号の規定を有していないことから、関税分類の変更が行われないもの(ただし、チリ協定附属書２に別段の定めがある場合を除くほか、同協定第30条の規定に従って決定される原産資格割合が45%以上(チリ協定第30条１(a)に規定する計算式を用いる場合)又は30%以上(チリ協定第30条１(b)に規定する計算式を用いる場合)であり、同協定第４章の他のすべての関連する要件を満たすことを条件とする。) (2) 上記(1)のイにおいて、チリにおいて完全に得られ又は生産されたものとは、次のいずれかの産品に該当する産品をいう。 イ　チリにおいて抽出される鉱物性生産品

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号)】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
	ロ　チリにおいて収穫される植物性生産品 ハ　生きている動物であって、チリにおいて生まれ、かつ、成育されたもの ニ　チリにおいて狩猟、わなかけ又は漁ろうにより得られる産品 ホ　チリにおいて生きている動物から得られた産品 ヘ　次のすべての要件を満たす船舶により、チリの領海の外側に位置する海から得られる魚介類その他の水産品 (ⅰ)　チリにおいて登録されていること。 (ⅱ)　チリの旗を掲げて航行すること。 (ⅲ)　チリの国民又は企業(チリに本店を有する企業であって、代表者、役員会の長及び当該役員会の構成員の過半数がチリの国民であり、かつ、チリの国民又は企業が50%以上の持分を所有しているものに限る。)が50%以上の持分を所有していること。 (ⅳ)　船長及び上級乗組員のすべてがチリの国民であること。 (ⅴ)　乗組員の75%以上がチリの国民であること。 注釈１　国際法(海洋法に関する国際連合条約を含む。)に基づくチリ及び本邦の権利及び義務を害することなく、への規定は、このへに規定する船舶により本邦の排他的経済水域から得られる魚介類その他の水産品については、適用しない。 注釈２　へ(ⅲ)からへ(ⅴ)までの規定の要件は、漁業及び養殖業に関する一般法(法第18892号)経過規定第10条の規定に基づき1991年６月30日の前にチリにおいて登録された船舶並びに同法及び他のチリの法律の関連規定に基づき登録されたその承継船舶については、適用しない。 ト　次のすべての要件を満たす工船の船上において前記へに規定する産品から生産される産品 (ⅰ)　チリにおいて登録されていること。 (ⅱ)　チリの旗を掲げて航行すること。 (ⅲ)　チリの国民又は企業(チリに本店を有する企業であって、代表者、役員会の長及び当該役員会の構成員の過半数がチリの国民であり、かつ、チリの国民又は企業が50%以上の持分を所有しているものに限る。)が50%以上の持分を所有していること。 (ⅳ)　船長及び上級乗組員のすべてがチリの国民であること。 (ⅴ)　乗組員の75%以上がチリの国民であること。 注釈　ト(ⅲ)からト(ⅴ)までの規定の要件は、漁業及び養殖業に関する一般法(法第18892号)経過規定第10条の規定に基づき1991年６

改正後	改正前
	月30日の前にチリにおいて登録された工船並びに同法及びチリの法律の関連規定に基づき登録されたその承継船舶については、適用しない。 チ　チリ又はチリの自然人若しくは企業により、チリの領海外の海底又はその下から得られる産品。ただし、チリが当該海底又はその下を開発する権利を有することを条件とする。 リ　次の(ｉ)又は(ⅱ)から生じ、又は得られる廃品及びくず (ｉ)　チリにおける生産 (ⅱ)　中古の産品であって、チリにおいて収集されるもの。ただし、当該産品が原材料の回収のみに適するものであることを条件とする。 ヌ　チリにおいて専ら上記イからリまでに規定する産品又はそれらの派生物から生産される産品(いずれの段階で生産されるものであるかを問わない。) (3) チリ原産品の認定上、チリ協定品目別規則に定める関連する関税分類の変更が行われる非原産材料を使用し、かつ、同規則に定める他の要件を満たす産品の生産は、チリにおいて完全に行われなければならず、また、当該産品の原産資格割合は、チリにおいて完全に満たさなければならない。 チリ協定品目別規則は、それぞれの品目毎に、関税分類の異なる材料の使用を求めるチリ協定品目別規則(以下この節において「関税分類変更基準を用いたチリ協定品目別規則」という。)、特定の製造又は加工作業を行うことを求めるチリ協定品目別規則(以下この節において「特定加工基準を用いたチリ協定品目別規則」という。)又は原産資格割合を用いたチリ品目別規則からなっており、関税分類変更基準を用いたチリ協定品目別規則及び特定加工基準を用いたチリ協定品目別規則の取扱いについては後記68－５－３(関税分類変更基準又は特定加工基準を用いた品目別規則の取扱い)により、原産資格割合を用いたチリ協定品目別規則の取扱いについては後記68－５－４の２(原産資格割合を用いたチリ協定品目別規則の取扱い)による。 ただし、次の(4)に掲げる作業が行われることのみを理由としてチリ原産品とはならない。チリ協定第40条に規定する次のものは、チリ協定品目別規則に優先するものである。 (4) 次に掲げる作業が行われることのみを理由としてチリ原産品とはならない。 イ　輸送又は保管の間に産品を良好な状態に保存することを確保する作業 ロ　改装及び仕分 ハ　組み立てられたものを分解する作業 ニ　瓶、ケース及び箱に詰めることその他の単純な包装作業 ホ　通則２(a)の規定に従って一の産品として分類される部品及び構成品の収

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号)】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
	集 へ　物品を単にセットにする作業 ト　上記イからへまでの作業の組合せ (5) チリ協定第32条の規定については、同協定附属書２第１節一般的注釈に具体的規定があるので留意する。なお、当該規定を適用した場合には、チリ協定第44条に基づく原産地証明書(以下「チリ協定原産地証明書」という。)の「5. Preference criterion」の欄に「ＤＭＩ」と表示される。 (6) チリ協定第33条の規定により、チリにおいて産品を生産されるための材料として使用される本邦の原産品は、チリ原産材料とみなすことができる。当該規定を適用した場合には、チリ協定原産地証明書の「5. Preference criterion」の欄に「ＡＣＵ」と表示される。 (7) 在庫において混在している代替性のある原産材料及び非原産材料が産品の生産に使用される場合、又は代替性のある原産品及び非原産品が在庫において混在している場合には、チリ協定第34条の規定により、チリにおいて一般的に認められている会計原則に基づく在庫管理方式に従って、チリの原産材料であるか否か、又はチリ原産品であるか否かを決定することができる。なお、当該規定を適用した場合には、チリ協定原産地証明書の「5. Preference criterion」の欄に「ＦＧＭ」と表示される。

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
（削　除）	（タイ原産品の認定の基準） 68－５－２の５　タイ協定における関税についての特別の規定による便益による税率(以下「タイ税率」という。)を適用する場合において、輸入貨物がタイ協定第３章の規定に基づきタイの原産品とされるもの(以下この節において「タイ原産品」という。)であるかの認定については、同協定第27条から第31条まで、第33条及び第34条の規定に基づき次により行う。 なお、これらの規定は、協定税率の適用、原産地表示等他の目的のためのタイに係る原産地認定には適用されないので、留意する。 (1) タイ原産品とは、次のいずれかの産品に該当する産品とする。 イ　タイにおいて完全に得られ、又は生産される産品 ロ　タイ又は本邦(タイ協定第29条を適用する場合)の原産材料のみからタイにおいて完全に生産される産品 ハ　非原産材料を使用してタイにおいて完全に生産される産品であって、タイ協定附属書２及びタイ協定第３章のすべての関連する要件を満たすもの。 この場合、附属書２において２つ以上の規則が掲げられている規則は、いずれか１つを満たせば足りるものとする。 (2) 上記(1)のイにおいて、タイにおいて完全に得られ、又は生産される産品とは、次のいずれかの産品に該当する産品をいう。 イ　生きている動物であって、タイにおいて生まれ、かつ、成育されたもの ロ　タイにおいて狩猟、わなかけ、漁ろう、採集又は捕獲により得られる動物 ハ　タイにおいて生きている動物から得られる産品 ニ　タイにおいて収穫され、採取され、又は採集される植物及び植物性生産品 ホ　タイにおいて抽出され、又は得られる鉱物その他の天然の物質(イからニまでに規定するものを除く。) ヘ　タイの船舶により、タイ又は本邦の領海外の海から得られる水産物その他の産品 ト　タイの工船上においてへに規定する産品から生産される産品 チ　タイの領海外の海底又はその下から得られる産品。ただし、タイが当該海底又はその下を開発する権利を有することを条件とする。 リ　タイにおいて収集される産品であって、タイにおいて本来の目的を果たすことができず、回復又は修理が不可能であり、かつ、処分又は部品若しくは原材料の回収のみに適するもの ヌ　タイにおける製造若しくは加工作業又は消費から生ずるくず及び廃品であって、処分又は原材料の回収のみに適するもの

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号)】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
	ル　本来の目的を果たすことができず、かつ、回復又は修理が不可能な産品から、タイにおいて回収される部品又は原材料 ヲ　タイにおいてイからルまでに規定する産品のみから得られ、又は生産される産品 なお、上記ヘ及びトにおいて「タイの船舶」及び「タイの工船」とは、それぞれ、タイ協定第27条(d)に定めるとおり、次のすべての条件を満たす船舶及び工船をいう。 (ｉ)　タイにおいて登録されていること。 (ii)　タイの旗を掲げて航行すること。 (iii)　タイの国民又は法人(タイの領域に本店を有する法人であって、代表者、役員会の長及び当該役員会の構成員の過半数がタイの国民であり、かつ、タイの国民又は法人が50%以上の持分を所有しているものに限る。)が50%以上の持分を所有していること。 (iv)　船長、上級乗組員及び乗組員の総数の75%以上がタイ、本邦又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の国民であること。 (3) タイ協定第29条の取扱いについては、次による。 タイ協定第29条の規定により、タイにおいて産品を生産するための材料として使用される本邦の原産品は、タイ原産材料とみなすことができる。なお、当該規定を適用した場合には、タイ協定原産地証明書の「７.Number and type of packages; description of goods(including quantity where appropriate and HS code of the importing country)」の欄に「ＡＣＵ」と表示される。 (4) タイ協定第30条の規定については、同協定附属書２第１節一般的注釈(f)に具体的規定があるので留意する。なお、当該規定を適用した場合には、タイ協定原産地証明書の「７.Number and type of packages; description of goods(including quantity where appropriate and HS code of the importing country)」の欄に「ＤＭＩ」と表示される。 (5) タイ協定附属書２において、関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工作業の要件を定めた品目別規則について、次に掲げる作業が行われることのみによって当該品目別規則を満たすものとはしてはならないので、留意する。 イ 輸送又は保管の間に産品を良好な状態に保存することを確保する作業(乾燥、冷凍、塩水漬け等)その他これに類する作業 ロ 改装及び仕分 ハ 組み立てられたものを分解する作業 ニ 瓶、ケース及び箱に詰めることその他の単純な包装作業 ホ 通則２(a)の規定に従って一の産品として分類される部品及び構成品の収

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
	集 へ 物品を単にセットにする作業 ト イからへまでの作業の組合せ (6) タイ協定第33条の規定の取扱いについては、次による。 タイ協定第28条から第31条までの関連規定の要件を満たし、かつ、通則２(a)の規定により完成品として関税分類される産品については、巨大な貨物である等の理由により輸入時に分解してある状態であっても、タイ原産品となる。 (7) 在庫において混在している代替性のある原産材料及び非原産材料が産品の生産に使用される場合、又は代替性のある原産品及び非原産品が在庫において混在している場合には、タイ協定第34条の規定により、タイにおいて一般的に認められている会計原則に基づく在庫管理方式に従って、タイの原産材料であるか否か、又はタイ原産品であるか否かを決定することができる。

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号)】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
（削　除）	（インドネシア原産品の認定の基準） 68－５－２の６　インドネシア協定における関税についての特別の規定による便益による税率(以下「インドネシア税率」という。)を適用する場合において、輸入貨物がインドネシア協定第３章の規定に基づきインドネシアの原産品とされるもの(以下この節において「インドネシア原産品」という。)であるかの認定については、同協定第28条から第32条、第34条及び第35条の規定に基づき次により行う。 なお、これらの規定は、協定税率の適用、原産地表示等他の目的のためのインドネシアに係る原産地認定には適用されないので、留意する。 (1) インドネシア原産品とは、次のいずれかの産品に該当する産品とする。 イ　インドネシアにおいて完全に得られ、又は生産される産品 ロ　インドネシア又は本邦(インドネシア協定第30条を適用する場合)の原産材料のみからインドネシアにおいて完全に生産される産品 ハ　非原産材料を使用してインドネシアにおいて完全に生産される産品であって、インドネシア協定附属書２及びインドネシア協定第３章のすべての関連する要件を満たすもの。この場合、附属書２において２つ以上の規則が掲げられている規則は、いずれか１つを満たせば足りるものとする。 (2) 上記(1)のイにおいて、インドネシアにおいて完全に得られ、又は生産される産品とは、次のいずれかの産品に該当する産品をいう。 イ　生きている動物であって、インドネシアにおいて生まれ、かつ、成育されたもの ロ　インドネシアにおいて狩猟、わなかけ、漁ろう、採集又は捕獲により得られる動物 ハ　インドネシアにおいて生きている動物から得られる産品 ニ　インドネシアにおいて収穫され、採取され、又は採集される植物及び植物性生産品 ホ　インドネシアにおいて抽出され、又は得られる鉱物その他の天然の物質(イからニまでに規定するものを除く。) ヘ　インドネシアの船舶により、本邦に属しない海から得られる水産物その他の産品ト　本邦の外におけるインドネシアの工船上においてへに規定する産品から生産される産品 チ　インドネシアの外の海底又はその下から得られる産品。ただし、インドネシアが、当該海底又はその下を開発する権利を有することを条件とする。 リ　インドネシアにおいて収集される産品であって、インドネシアにおいて

改正後	改正前
	本来の目的を果たすことができず、回復又は修理が不可能であり、かつ、処分又は部品若しくは原材料の回収のみに適するもの ヌ　インドネシアにおける製造若しくは加工作業又は消費から生ずるくず及び廃品であって、処分又は原材料の回収のみに適するもの ル　本来の目的を果たすことができず、かつ、回復又は修理が不可能な産品から、インドネシアにおいて回収される部品又は原材料 ヲ　インドネシアにおいてイからルまでに規定する産品のみから得られ、又は生産される産品 なお、上記ヘ及びトにおいて「インドネシアの船舶」及び「インドネシアの工船」とは、それぞれ、インドネシア協定第28条(c)に定めるとおり、次のすべての条件を満たす船舶及び工船をいう。 (ｉ)　インドネシアにおいて登録されていること。 (ⅱ)　インドネシアの旗を掲げて航行すること。 (ⅲ)　インドネシア又は本邦の国民若しくは法人(インドネシア又は本邦に本店を有する法人であって、代表者、役員会の長及び当該役員会の構成員の過半数がインドネシア又は本邦の国民であり、かつ、インドネシア又は本邦の国民若しくは法人が50%以上の持分を所有しているものに限る。)が50%以上の持分を所有していること。 (ⅳ)　船長、上級乗組員及び乗組員の総数の75%以上がインドネシア又は本邦の国民であること。 (3) インドネシア協定第30条の取扱いについては、次による。 インドネシア協定第30条１の規定により、インドネシアにおいて産品を生産するための材料として使用される本邦の原産品は、インドネシア原産材料とみなすことができる。また、インドネシア協定第30条２の規定から、インドネシアで生産された産品がインドネシア原産品であるか否かを決定するため原産資格割合を算定するに際し、本邦又はインドネシアで生産された非原産材料を産品の生産の一次材料として使用する場合において、原産資格割合の計算式の非原産材料価額に算入する額については、当該一次非原産材料の生産に使用される非原産材料(二次非原産材料)の価額に限定することができる。なお、この場合当該一次非原産材料の生産に使用される原産材料(二次原産材料)には、本邦の原産材料も含むことになるので留意する。なお、当該規定を適用した場合には、インドネシア協定原産地証明書の「5.Preference Criterion」の欄に「ＡＣＵ」と表示される。 (4) インドネシア協定第31条の規定については、同協定附属書２第１節一般的注釈に具体的規定があるので留意する。なお、当該規定を適用した場合には、

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号)】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
	インドネシア協定原産地証明書の「5.Preference Criterion」の欄に「ＤＭＩ」と表示される。 (5) インドネシア協定附属書２において、関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工作業の要件を定めた品目別規則について、次に掲げる作業が行われることのみによって当該品目別規則を満たすものとしてはならないので、留意する。 イ　輸送又は保管の間に産品を良好な状態に保管することを確保する作業(乾燥、冷凍、塩水漬け等)その他これに類する作業 ロ　改装及び仕分 ハ　組み立てられたものを分解する作業 ニ　瓶、ケース及び箱に詰めることその他の単純な包装作業 ホ　通則２(a)の規定に従って１の産品として分類される部品及び構成品の収集 ヘ　物品を単にセットにする作業 ト　イからヘまでの作業の組合せ (6) インドネシア協定第34条の規定の取扱いについては、次による。 イ　インドネシア協定第29条から第32条までの関連規定の要件を満たし、かつ、通則２(a)の規定により完成品として関税分類される産品について、巨大な貨物である等の理由により輸入時に組み立ててないか又は分解してある状態であっても、インドネシア原産品となる。 ロ　インドネシアにおいて、組み立ててないか又は分解してある材料から組み立てられる産品であり、その材料が通則２(a)の規定により完成品として関税分類される産品としてインドネシアに輸入されるものについては、当該組み立ててないか又は分解してある産品の非原産材料が個別にインドネシアに輸入された場合に、上記の完成品の品目別規則及び関連する要件を満たす場合は、インドネシア原産品となる。 (7) 在庫において混在している代替性のある原産材料及び非原産材料が産品の生産に使用される場合、又は代替性のある原産品及び非原産品が在庫において混在している場合には、インドネシア協定第35条の規定により、インドネシアにおいて一般的に認められている会計原則に基づく在庫管理方式に従って、インドネシアの原産材料であるか否か、又はインドネシア原産品であるか否かを決定することができる。なお、当該規定を適用した場合には、インドネシア協定原産地証明書の「5.Preference Criterion」の欄に「ＦＧＭ」と表示される。

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
（削　除）	（ブルネイ原産品の認定の基準） 68－５－２の７　ブルネイ協定における関税についての特別の規定による便益による税率(以下「ブルネイ税率」という。)を適用する場合において、輸入貨物がブルネイ協定第３章の規定に基づきブルネイの原産品とされるもの(以下この節において「ブルネイ原産品」という。)であるかの認定については、同協定第23条から第27条、第30条及び第31条の規定に基づき次により行う。 なお、これらの規定は、協定税率の適用、原産地表示等他の目的のためのブルネイに係る原産地認定には適用されないので、留意する。 (1) ブルネイ原産品とは、次のいずれかの産品に該当する産品とする。 イ　ブルネイにおいて完全に得られ、又は生産される産品 ロ　ブルネイ又は本邦（ブルネイ協定第25条を適用する場合）の原産材料のみからブルネイにおいて完全に生産される産品 ハ　非原産材料を使用してブルネイにおいて完全に生産される産品であつて、ブルネイ協定附属書２及びブルネイ協定第３章のすべての関連する要件を満たすもの。この場合、附属書２において２つ以上の規則が掲げられている規則は、いずれか１つを満たせば足りるものとする。 (2) 上記(1)のイにおいて、ブルネイにおいて完全に得られ、又は生産される産品とは、次のいずれかの産品に該当する産品をいう。 イ 生きている動物であって、ブルネイにおいて生まれ、かつ、成育されたもの ロ ブルネイにおいて狩猟、わなかけ、漁ろう、採集又は捕獲により得られる動物 ハ ブルネイにおいて生きている動物から得られる産品 ニ ブルネイにおいて収穫され、採取され、又は採集される植物及び植物性生産品 ホ ブルネイにおいて抽出され、又は得られる鉱物その他の天然の物質(イからニまでに規定するものを除く。) ヘ ブルネイの船舶により、ブルネイ又は本邦の領海外の海から得られる水産物その他の産品 ト ブルネイの領海外におけるブルネイの工船上においてへに規定する産品から生産される産品 チ ブルネイの領海外の海底又はその下から得られる産品。ただし、ブルネイが、1982年12月10日にモンテゴ・ベイで作成された海洋法に関する国際連合条約に基づき、ブルネイの領域外の海底又はその下を開発する権利を有

改正後	改正前
	することを条件とする。 リ ブルネイにおいて収集される産品であって、ブルネイにおいて本来の目的を果たすことができず、回復又は修理が不可能であり、かつ、処分又は部品若しくは原材料の回収のみに適するもの ヌ ブルネイにおける製造若しくは加工作業又は消費から生ずるくず及び廃品であって、処分又は原材料の回収のみに適するもの ル 本来の目的を果たすことができず、かつ、回復又は修理が不可能な産品から、ブルネイにおいて回収される部品又は原材料 ヲ ブルネイにおいてイからルまでに規定する産品のみから得られ、又は生産される産品 なお、上記ヘ及びトにおいて「ブルネイの船舶」及び「ブルネイの工船」とは、それぞれ、ブルネイ協定第23条(c)に定めるとおり、次のすべての条件を満たす船舶及び工船をいう。 (ⅰ) ブルネイにおいて登録されていること。 (ⅱ) ブルネイの旗を掲げて航行すること。 (ⅲ) ブルネイ又は本邦の国民若しくは法人(ブルネイ又は本邦に本店を有する法人であつて、代表者、役員会の長及び当該役員会の構成員の過半数がブルネイ又は本邦の国民であり、かつ、(A)ブルネイ又は本邦の国民若しくは法人が50%以上の持分を所有しているもの又は、(B) ブルネイ又は本邦の国民若しくは法人が、東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の国民若しくは法人とともに、75%以上の持分を所有しているものに限る。)が50%以上の持分を所有していること。 (ⅳ) 船長、上級乗組員及び乗組員の総数の75%以上がブルネイ、本邦又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の国民であること。 (3) ブルネイ協定第25条の取扱いについては、次による。 ブルネイ協定第25条１の規定により、ブルネイにおいて産品を生産するための材料として使用される本邦の原産品は、ブルネイ原産材料とみなすことができる。また、ブルネイ協定第25条２の規定から、ブルネイで生産された産品がブルネイ原産品であるか否かを決定するため原産資格割合を算定するに際し、本邦又はブルネイで生産された非原産材料を産品の生産の一次材料として使用する場合において、原産資格割合の計算式の非原産材料価額に算入する額については、当該一次非原産材料の生産に使用される非原産材料(二次非原産材料)の価額に限定することができる。なお、この場合当該一次非原産材料の生産に使用される原産材料(二次原産材料)には、本邦の原産材料も含むことに

改正後	改正前
	なるので留意する。なお、当該規定を適用した場合には、ブルネイ協定原産地証明書の「5.Preference Criterion」の欄に「ＡＣＵ」と表示される。 (4) ブルネイ協定第26条の規定については、同協定附属書２第１編一般的注釈(e)に具体的規定があるので留意する。なお、当該規定を適用した場合には、ブルネイ協定原産地証明書の「5.Preference Criterion」の欄に「ＤＭＩ」と表示される。 (5) ブルネイ協定附属書２において、関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工作業の要件を定めた品目別規則について、次に掲げる作業が行われることのみによって当該品目別規則を満たすものとしてはならないので、留意する。 イ　輸送又は保管の間に産品を良好な状態に保存することを確保する作業（乾燥、冷凍、塩水漬け等）その他これに類する作業 ロ　改装及び仕分 ハ　組み立てられたものを分解する作業 ニ　瓶、ケース及び箱に詰めることその他の単純な包装作業 ホ　通則２(a)の規定に従って１の産品として分類される部品及び構成品の収集 ヘ　物品を単にセットにする作業 ト　イからヘまでの作業の組合せ (6) ブルネイ協定第30条の規定の取扱いについては、次による。 イ　ブルネイ協定第24条から第27条までの関連規定の要件を満たし、かつ、通則２(a)の規定により完成品として関税分類される産品について、巨大な貨物である等の理由により輸入時に組み立ててないか又は分解してある状態であっても、ブルネイ原産品となる。 ロ　ブルネイにおいて、組み立ててないか又は分解してある材料から組み立てられる産品であり、その材料が通則２(a)の規定により完成品として関税分類される産品としてブルネイに輸入されるものについては、当該組み立ててないか又は分解してある産品の非原産材料が個別にブルネイに輸入された場合に、上記の完成品の品目別規則及び関連する要件を満たす場合は、ブルネイ原産品となる。 (7) 在庫において混在している代替性のある原産材料及び非原産材料が産品の生産に使用される場合、又は代替性のある原産品及び非原産品が在庫において混在している場合には、ブルネイ協定第31条の規定により、ブルネイにおいて一般的に認められている会計原則に基づく在庫管理方式に従って、ブルネイの原産材料であるか否か、又はブルネイ原産品であるか否かを決定する

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
	ことができる。なお、当該規定を適用した場合には、ブルネイ協定原産地証明書の「5.Preference Criterion」の欄に「ＦＧＭ」と表示される。

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号)】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
（削　除）	（関税分類変更基準又は特定加工基準を用いた品目別規則の取扱い） 68－５－３　関税分類変更基準又は特定加工基準を用いた経済連携協定品目別規則(関税暫定措置法第７条の８に規定する経済連携協定の附属書で定める品目別規則をいう。以下同じ。)の適用対象となる「材料」は非原産材料のみであり、「非原産材料」とは、経済連携協定上の原産品とされない材料をいう。 (1) シンガポール協定においては、同協定上の本邦の原産品についても、同協定第24条１の規定によりシンガポール原産品とみなされるため、「非原産材料」から除外されるので留意する。 (2) メキシコ協定においては、以下の点に留意する。 イ　メキシコ協定原産品であって、最終的な生産工程(前記68－５－２の２(4)に掲げる作業を除く。)が本邦で行われるものについても、メキシコ協定第27条の規定により、産品の生産者が日メキシコ両国域内における第三者による生産を自らによる生産と累積する場合には、「非原産材料」から除外されるので、留意する。また、産品の生産者が、同協定第26条の規定により自己生産の材料を中間材料として指定した場合であって、同協定第28条に規定する在庫管理方式に従ってメキシコ協定原産品であると決定した場合においても、「非原産材料」から除外される。 ロ　産品の生産、試験若しくは検査に使用される物(当該産品に物理的に組み込まれないものに限る。)又は産品の生産に関連する建物の維持若しくは設備の稼動のために使用される物は、メキシコ協定第30条及び同協定第38条(ｉ)の規定により、「非原産材料」に含まれない。なお、間接材料には、燃料及びエネルギー、工具、ダイス及び鋳型、設備及び建物の維持のために使用される予備部品及び材料、生産の過程で使用され、又は設備及び建物の稼動のために使用される潤滑剤、グリース、コンパウンド材その他の材料、触媒及び溶剤等がある。 ハ　通則３の規定に従って関税分類が決定されるセット、キット又は複合的な産品(以下この項において「セット等」という。)及び定率法別表にセット等として明示的に記述される産品は、当該セット等に含まれるすべての産品がメキシコ協定第４章の規定に従いそれぞれの産品に関連する原産地規則を満たす場合には、メキシコ協定原産品とする(例：メキシコ協定品目別規則第8471.49号)。 ニ　産品と共に納入される附属品、予備部品及び工具(以下この項において「附属品等」という。)で、標準的なものについては、メキシコ協定第31条の規定により、当該産品の生産に使用されたすべての非原産材料についてメキシコ

改正後	改正前
	協定品目別規則に定める関税分類の変更が行われたか否かを決定するに当たって考慮しない(当該附属品等に係る送り状が当該産品の送り状と別立てにされておらず、当該附属品等の数量及び価額が当該産品について慣習的なものである場合に限る。)。ただし、当該産品が域内原産割合を用いたメキシコ協定品目別規則の域内原産割合の要件の対象となる場合には、この限りでない。 ホ　産品を小売用に包装するための包装材料及び包装容器については、メキシコ協定第32条の規定により、通則５の規定に従って当該産品に含まれるものとして分類される場合には、当該産品に使用されたすべての非原産材料についてメキシコ協定品目別規則に定める関税分類の変更が行われたか否かを決定するに当たって考慮しない。ただし、当該産品が域内原産割合を用いたメキシコ協定品目別規則の域内原産割合の要件の対象となる場合には、この限りでない。 ヘ　船積み用のこん包材料及びこん包容器については、メキシコ協定第33条の規定により、メキシコ協定品目別規則に定める関税分類の変更が行われたか否か、又は域内原産割合を用いたメキシコ協定品目別規則の域内原産割合の要件を満たしているか否かを決定するに当たって考慮しない。この場合の「考慮しない」とは、具体的には、後記68－５－４の２(1)の計算式において「産品の取引価額」から「船積み用のこん包材料及びこん包容器の価額」を差し引かないことを示す。 (3) マレーシア協定においては、以下の点に留意する。 イ　産品の生産、試験若しくは検査に使用される物(当該産品に物理的に組み込まれないものに限る。)又は産品の生産に関連する建物の維持若しくは設備の稼動のために使用される物は、マレーシア協定第35条及び同協定第27条（h)の規定により、「原産材料」とみなされる。なお、間接材料には、燃料及びエネルギー、工具、ダイス及び鋳型、設備及び建物の維持のために使用される予備部品及び産品、生産の過程で使用され、又は設備及び建物の稼動のために使用される潤滑剤、グリース、コンパウンド材その他の産品、手袋、眼鏡、履物、衣類、安全のための設備及び備品、触媒及び溶剤等がある。 ロ　産品と共に納入される附属品、予備部品及び工具(以下この項において「附属品等」という。)で、標準的なものについては、マレーシア協定第36条の規定により、当該産品の生産に使用されたすべての非原産材料についてマレーシア協定品目別規則に定める関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工作業が行われたか否かを決定するに当たって考慮しない(当該附属品等に係る仕入書が当該産品の仕入書と別立てにされておらず、当該附属品等の数量

改正後	改正前
	及び価額が当該産品について慣習的なものである場合に限る。)。ただし、当該産品がマレーシア協定品目別規則に定める原産資格割合の要件の対象となる場合には、場合に応じて原産材料又は非原産材料として考慮する。 ハ　産品を小売用に包装するための包装材料及び包装容器については、マレーシア協定第37条の規定により、通則５の規定に従って当該産品に含まれるものとして分類される場合には、当該産品に使用されたすべての非原産材料についてマレーシア協定品目別規則に定める関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工作業が行われたか否かを決定するに当たって考慮しない。ただし、当該産品がマレーシア協定品目別規則に定める原産資格割合の要件の対象となる場合には、場合に応じて原産材料又は非原産材料として考慮する。 ニ　船積み用のこん包材料及びこん包容器については、マレーシア協定第38条の規定により、マレーシア協定品目別規則に定める関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工作業が行われたか否かを決定するに当たって考慮せず、マレーシア協定品目別規則に定める原産資格割合の要件を満たしているか否かを決定するに当たっては原産材料とみなす。 (4) チリ協定においては、以下の点に留意する。 イ　産品の生産、試験若しくは検査に使用される産品(当該産品に物理的に組み込まれないものに限る。)又は産品の生産に関連する建物の維持若しくは設備の稼動のために使用される物は、チリ協定第36条及び同協定第54条(f)の規定により、生産される場所のいかんを問わず、「原産材料」とみなされる。 なお、間接材料には、燃料及びエネルギー、工具、ダイス及び鋳型、設備及び建物の維持のために使用される予備部品及び産品、生産の過程で使用され、又は設備及び建物の稼動のために使用される潤滑剤、グリース、コンパウンド材その他の産品、触媒及び溶剤等がある。 ロ　通則３の規定に従って関税分類が決定されるセット、キット又は複合的な産品(以下この項において「セット等」という。)、当該セット等に含まれるすべての産品がチリ協定第４章の規定に従いそれぞれの産品に関連する原産地規則を満たす場合には、チリ原産品とする(例：チリ協定品目別規則第8471.49号)。 ハ　産品と共に納入される附属品、予備部品及び工具(以下この項において「附属品等」という。)で、標準的なものについては、チリ協定第37条の規定により、当該産品がチリの原産品であるか否かを決定するに当たって考慮しない(当該附属品等が仕入書において産品と別に記載されているか否かにかかわらず、当該仕入書が当該産品の仕入書と別立てにされておらず、かつ、当該附属品等の数量及び価額が当該産品について慣習的なものである場合に限

改正後	改正前
	る。)。この場合の「考慮しない」とは、具体的には、後記68－５－４の４(1)の計算式において「産品の取引価額」から「当該附属品等の価額」を差し引かないことを示す。 ニ　産品を小売用に包装するための包装材料及び包装容器については、チリ協定第38条の規定により、通則５の規定に従って当該産品に含まれるものとして分類される場合には、当該産品がチリの原産品であるか否かを決定するに当たって考慮しない。この場合の「考慮しない」とは、具体的には、後記68－５－４の４(1)の計算式において「産品の取引価額」に「小売用のこん包材料及びこん包容器の価額」を算入しないことを示す。 ホ　船積み用のこん包材料及びこん包容器については、チリ協定第39条の規定により、産品がチリの原産品であるか否かを決定するに当たって考慮しない。この場合の「考慮しない」とは、具体的には、後記68－５－４の４(1)の計算式において「産品の取引価額」から「船積み用のこん包材料及びこん包容器の価額」を差し引かないことを示す。 (5) タイ協定においては、以下の点に留意する。 イ 産品の生産、試験若しくは検査に使用される物(当該産品に物理的に組み込まれないものに限る。)又は産品の生産に関連する建物の維持若しくは設備の稼動のために使用される物は、タイ協定第35条及び第27条(h)の規定により、「原産材料」とみなされる。なお、間接材料には、燃料及びエネルギー、工具、ダイス及び鋳型、設備及び建物の維持のために使用される予備部品及び産品、生産の過程で使用され、又は設備及び建物の稼動のために使用される潤滑剤、グリース、コンパウンド材その他の産品、手袋、眼鏡、履物、衣類、安全のための設備及び備品、触媒及び溶剤等がある。 ロ 産品と共に納入される附属品、予備部品及び工具(以下この項において「附属品等」という。)で、標準的なものについては、タイ協定第36条の規定により、当該産品の生産に使用されたすべての非原産材料についてタイ協定品目別規則に定める関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工作業が行われたか否かを決定するに当たって考慮しない(当該附属品等に係る仕入書が当該産品の仕入書と別立てにされておらず、当該附属品等の数量及び価額が当該産品について慣習的なものである場合に限る。)。ただし、当該産品がタイ協定品目別規則に定める原産資格割合の要件の対象となる場合には、場合に応じて原産材料又は非原産材料として考慮する。 ハ 産品を小売用に包装するための包装材料及び包装容器については、タイ協定第37条の規定により、通則５の規定に従って当該産品に含まれるものとして分類される場合には、当該産品に使用されたすべての非原産材料について

改正後	改正前
	タイ協定品目別規則に定める関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工作業が行われたか否かを決定するに当たって考慮しない。ただし、当該産品がタイ協定品目別規則に定める原産資格割合の要件の対象となる場合には、場合に応じて原産材料又は非原産材料として考慮する。 ニ 船積み用のこん包材料及びこん包容器については、タイ協定第38条の規定により、タイ協定品目別規則に定める関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工作業が行われたか否かを決定するに当たって考慮せず、タイ協定品目別規則に定める原産資格割合の要件を満たしているか否かを決定するに当たっても考慮しない。なお、タイ協定品目別規則に定める原産資格割合の要件を満たしているか否かを決定するに当たって、「考慮しない」とは、具体的には、後記68－５－４の５(1)の計算式において「産品の取引価額」から「船積み用のこん包材料及びこん包容器の価額」を差し引かないことを示す。 (6) インドネシア協定においては、以下の点に留意する。 イ　産品の生産、試験若しくは検査に使用される産品(当該他の産品に物理的に組み　込まれないものに限る。)又は産品の生産に関連する建物の維持若しくは設備の稼動のために使用される産品は、インドネシア協定第36条及び第28条(g)の規定により、「原産材料」とみなされる。なお、間接材料には、燃料及びエネルギー、工具、ダイス及び鋳型、設備及び建物の維持のために使用される予備部品及び産品、生産の過程で使用され、又は設備及び建物の稼働のために使用される潤滑剤、グリース、コンパウンド材その他の産品、手袋、眼鏡、履物、衣類、安全のための設備及び備品、触媒及び溶剤等がある。 ロ　産品とともに納入される標準的な附属品、予備部品及び工具(以下この項におい　て「附属品等」という。)については、インドネシア協定第37条の規定により、当該産品の生産に使用されたすべての非原産材料についてインドネシア協定品目別規則に定める関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工作業が行われたか否かを決定するに当たって考慮しない(当該附属品等に係る仕入書が当該産品の仕入書と別立てにされておらず、当該附属品等の数量及び価額が当該産品について慣習的なものである場合に限る。)。ただし、当該産品がインドネシア協定品目別規則に定める原産資格割合の要件の対象となる場合には、場合に応じて原産材料又は非原産材料として考慮する。 ハ　産品を小売用に包装するための包装材料及び包装容器については、インドネシア協定第38条の規定により、通則５の規定に従って当該産品に含まれるものとして分類される場合には、当該産品の生産に使用されたすべての非原

改正後	改正前
	産材料についてインドネシア協定品目別規則に定める関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工作業が行われたか否かを決定するに当たって考慮しない。ただし、当該産品がインドネシア協定品目別規則に定める原産資格割合の要件の対象となる場合には、場合に応じて原産材料又は非原産材料として考慮する。 ニ　船積み用のこん包材料及びこん包容器については、インドネシア協定第39条の規定により、当該産品の生産に使用されたすべての非原産材料についてインドネシア協定品目別規則に定める関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工作業が行われたか否かを決定するに当たって考慮しない。ただし、インドネシア協定品目別規則に定める原産資格割合の要件を満たしているか否かを決定するに当たっては原産材料とみなす。 （７）ブルネイ協定においては、以下の点に留意する。 イ　産品の生産、試験若しくは検査に使用される（当該産品に物理的に組み込まれないものに限る。)、又は産品の生産に関連する建物の維持若しくは設備の稼動のために使用される間接材料は、ブルネイ協定第32条及び第23条(g)の規定により、「原産材料」とみなされる。なお、間接材料には、燃料及びエネルギー、工具、ダイス及び鋳型、設備及び建物の維持のために使用される予備部品及び産品、生産の過程で使用され、又は設備及び建物の稼動のために使用される潤滑剤、グリース、コンパウンド材その他の産品、手袋、眼鏡、履物、衣類、安全のための設備及び備品、触媒及び溶剤等がある。 ロ　産品とともに納入される標準的な附属品、予備部品及び工具(以下この項において「附属品等」という。)については、ブルネイ協定第33条の規定により、当該産品の生産に使用されたすべての非原産材料についてブルネイ協定品目別規則に定める関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工作業が行われたか否かを決定するに当たって考慮しない(当該附属品等に係る仕入書が当該産品の仕入書と別立てにされておらず、当該附属品等の数量及び価額が当該産品について慣習的なものである場合に限る。)。ただし、当該産品がブルネイ協定品目別規則に定める原産資格割合の要件の対象となる場合には、場合に応じて原産材料又は非原産材料として考慮する。 ハ　産品を小売用に包装するための包装材料及び包装容器については、ブルネイ協定第34条の規定により、通則５の規定に従って当該産品に含まれるものとして分類される場合には、当該産品に使用されたすべての非原産材料についてブルネイ協定品目別規則に定める関税分類の変更又は特定の

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号)】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
	製造若しくは加工作業が行われたか否かを決定するに当たって考慮しない。ただし、当該産品がブルネイ協定品目別規則に定める原産資格割合の要件の対象となる場合には、場合に応じて原産材料又は非原産材料として考慮する。 ニ　船積み用のこん包材料及びこん包容器については、ブルネイ協定第35条の規定により、ブルネイ協定品目別規則に定める関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工作業が行われたか否かを決定するに当たっても、原産資格割合の要件を満たしているか否かを決定するに当たっても考慮しない。なお、ブルネイ協定品目別規則に定める原産資格割合の要件を満たしているか否かを決定するに当たって、「考慮しない」とは、具体的には、後記68-５-４の(3)の計算式において「産品の取引価額」から「船積み用のこん包材料及びこん包容器の価額」を差し引かないことを示す。

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
（経済連携協定の品目別規則の取扱い） 68－５－４ (1) 関税分類変更基準又は特定加工基準を用いた経済連携協定品目別規則(関税暫定措置法第７条の８に規定する経済連携協定の附属書で定める品目別規則をいう。以下同じ。)の適用対象となる「材料」は非原産材料のみであり、「非原産材料」とは、経済連携協定上の原産品とされない材料をいう。 (2) アセアン包括協定においては、同協定附属書２において品目別規則が定められていない品目に関しては、協定第26条１の規定が適用されることとなるので留意する。 (3) 産品が原産資格割合又は域内原産割合（以下、この節において「原産資格割合」という。）の要件の対象となる場合において、附属品等、小売用包装材料及び船積み用こん包材料に係る扱いは次の表第２欄から第４欄のとおりとする。 なお、この表における「考慮しない」とは、具体的には、後記68－５－４(5)及び68－５－４(6)イの計算式において「産品の取引価額」(ＦＯＢ価額の読替え)から当該附属品等、小売用包装材料及び船積み用こん包材料の価額を差し引かないことを示す。	（原産資格割合を用いた経済連携協定の品目別規則の取扱い） 68－５－４ （新規）

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号)】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>
<table>
<tr><th>経済連携協定</th><th>附属品等の扱い</th><th>小売用包装材料の扱い</th><th>船積み用こん包材料の扱い</th></tr>
<tr><td>メキシコ協定</td><td>原産材料又は非原産材料として考慮する。</td><td>原産材料又は非原産材料として考慮する。</td><td>考慮しない。</td></tr>
<tr><td>マレーシア協定</td><td>原産材料又は非原産材料として考慮する。</td><td>原産材料又は非原産材料として考慮する。</td><td>原産材料又は非原産材料として考慮する。</td></tr>
<tr><td>チリ協定</td><td>考慮しない</td><td>考慮しない。</td><td>考慮しない。</td></tr>
<tr><td>タイ協定</td><td>原産材料又は非原産材料として考慮する。</td><td>原産材料又は非原産材料として考慮する。</td><td>考慮しない。</td></tr>
<tr><td>インドネシア協定</td><td>原産材料又は非原産材料として考慮する。</td><td>原産材料又は非原産材料として考慮する。</td><td>原産材料又は非原産材料として考慮する。</td></tr>
<tr><td>ブルネイ協定</td><td>原産材料又は非原産材料として考慮する。</td><td>原産材料又は非原産材料として考慮する。</td><td>考慮しない。</td></tr>
<tr><td>アセアン包括協定</td><td>原産材料又は非原産材料として考慮する。</td><td>原産材料又は非原産材料として考慮する。</td><td>考慮しない。</td></tr>
<tr><td>フィリピン協定</td><td>原産材料又は非原産材料として考慮する。</td><td>原産材料又は非原産材料として考慮する。</td><td>原産材料とみなす。</td></tr>
</table>
(4) 原産資格割合を用いたシンガポール協定品目別規則の適用において、貨物がシンガポールにおいて「十分な変更」が加えられたとされ、シンガポール原産品として認定されるためには、当該貨物の「原産資格割合」が、同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業(シンガポール協定第22条(c)の「生産」の定義には入らない品質検査等の産品の価値を高める作業を指す。)が最後に行われた国がシンガポール又は同協定第24条１の適用による本邦であることが必要とされる。
イ　「原産資格割合」は、次により算出する。
</td><td>
(1) 原産資格割合を用いたシンガポール協定品目別規則の適用において、貨物がシンガポールにおいて「十分な変更」が加えられたとされ、シンガポール原産品として認定されるためには、当該貨物の「原産資格割合」が、同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業(シンガポール協定第22条(c)の「生産」の定義には入らない品質検査等の産品の価値を高める作業を指す。)が最後に行われた国がシンガポール又は同協定第24条１の適用による本邦であることが必要とされる。

イ「原産資格割合」は、次により算出する。
</td></tr>
</table>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号)】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
ＦＯＢ価額－非原産資格価額 原産資格割合(％)＝――――――――――――――×100 ＦＯＢ価額 この場合における用語の意義は次による。 (ｲ) 「ＦＯＢ価額」とは、シンガポールから送り出される貨物のシンガポールの送出港における、買手から売手に支払われる貨物の本船甲板渡し価額であり、これには送り出した際に軽減され、免除され又は払い戻された内国税を含まない。 (ﾛ) 「非原産資格価額」とは、貨物の生産に当たって生産者により使用されたすべての材料の非原産資格価額を合計したものである。 なお、「非原産資格価額」の算出に当たり、材料の価額は、シンガポールに輸入された際のＣＩＦ価格(関税評価協定に従って決定される価格)とする。ただし、当該価格が不明で確認することができない場合には、当該材料についてのシンガポールにおける確認可能な最初の買手から売手に支払われる当該材料に係る支払い価格とする。この場合において、シンガポール協定第26条に規定する「原産資格を与えることとならない作業」によって付加された価値については、当然算入することになるので留意する。 ロ　上記イの(ﾛ)により規定する非原産資格価額は、次の計算式により算出する。 非原産資格価額＝材料価額の総額－すべての材料の原産資格価額 この場合において、 (ｲ)「材料価額の総額」とは、当該貨物の生産に当たって使用されたすべての材料の価額の総額をいう。 (ﾛ)「すべての材料の原産資格価額」とは、すべての材料の「原産資格価額」の総額をいう。 ハ 上記ロの(ﾛ)における各材料の「原産資格価額」は、次のとおり算出する。 (ｲ) 各材料が、本邦又はシンガポールにおいて最後の生産又は作業が行われた材料であって、かつ、当該材料の価額のうち、「本邦又はシンガポールに帰せられる当該材料の原産価額」(すなわち、当該材料の生産においてシンガポール又はシンガポール協定第24条１の適用による本邦で付加された価値(当該材料の生産に使用された材料のうち、同協定上、シンガポール又は同協定第24条１の適用による本邦を原産とする材料の価額も含む。)をいう。)の占める割合が40％以上である場合には、当該材料の「原産資格価額」は当該材料の価額に等しい価額とする(例：40％→100％)。	ＦＯＢ価額－非原産資格価額 原産資格割合(％)＝――――――――――――――×100 ＦＯＢ価額 この場合における用語の意義は次による。 (イ) 「ＦＯＢ価額」とは、シンガポールから送り出される貨物のシンガポールの送出港における、買手から売手に支払われる貨物の本船甲板渡し価額であり、これには送り出した際に軽減され、免除され又は払い戻された内国税を含まない。 (ロ) 「非原産資格価額」とは、貨物の生産に当たって生産者により使用されたすべての材料の非原産資格価額を合計したものである。 なお、「非原産資格価額」の算出に当たり、材料の価額は、シンガポールに輸入された際のＣＩＦ価格(関税評価協定に従って決定される価格)とする。ただし、当該価格が不明で確認することができない場合には、当該材料についてのシンガポールにおける確認可能な最初の買手から売手に支払われる当該材料に係る支払い価格とする。この場合において、前記68－５－２(シンガポール原産品の認定の基準)の(4)に掲げる「十分な変更とみなされない作業」によって付加された価値については、当然算入することになるので留意する。 ロ 上記イの(ロ)により規定する非原産資格価額は、次の計算式により算出する。 非原産資格価額＝材料価額の総額－すべての材料の原産資格価額 この場合において、 (イ) 「材料価額の総額」とは、当該貨物の生産に当たって使用されたすべての材料の価額の総額をいう。 (ロ) 「すべての材料の原産資格価額」とは、すべての材料の「原産資格価額」の総額をいう。 ハ 上記ロの(ロ)における各材料の「原産資格価額」は、次のとおり算出する。 (イ) 各材料が、本邦又はシンガポールにおいて最後の生産又は作業が行われた材料であって、かつ、当該材料の価額のうち、「本邦又はシンガポールに帰せられる当該材料の原産価額」(すなわち、当該材料の生産においてシンガポール又はシンガポール協定第24条１の適用による本邦で付加された価値(当該材料の生産に使用された材料のうち、同協定上、シンガポール又は同協定第24条１の適用による本邦を原産とする材料の価額も含む。)をいう。)の占める割合が40％以上である場合には、当該材料の「原産資格価額」は当該材料の価額に等しい価額とする(例：40％→100％)。 (ロ) 各材料が上記(イ)の要件を満たさない場合には、当該材料の「原産資格

改正後	改正前
(ﾛ) 各材料が上記(ｲ)の要件を満たさない場合には、当該材料の「原産資格価額」は「本邦又はシンガポールに帰せられる当該材料の原産価額」と同額とする(例：39%→39%)。 (5) 域内原産割合を用いたメキシコ品目別規則における産品の域内原産割合は、取引価額方式により算出し、次の計算式により算定する。 産品の取引価額－非原産材料価額 域内原産割合(%)＝ ――――――――――――――――――×100 産品の取引価額 この場合における用語の意義は次による。 イ 「産品の取引価額」とは、メキシコから送り出される貨物のメキシコの送出港における、買手から売手に支払われる貨物の本船甲板渡し価額である。ただし、メキシコの生産者が産品を直接送り出さない場合には、メキシコにおいて買手が当該生産者から当該産品を受領する地点における価額となる等、メキシコ協定第23条３、４及び５に特別の規定が定められているので、留意する。 ロ 「非原産材料価額」とは、産品の生産において生産者が使用したすべての非原産材料の価額をいうものとし、次のとおり算出する。 (ｲ) メキシコ協定第24条４(a)の規定により、産品の生産に当たって生産者が取得し、かつ、使用する原産材料の生産において、当該原産材料の生産者が使用した非原産材料の価額は、非原産材料価額に含めないので、留意する。例えば、メキシコ品目別規則において満たすべき域内原産割合が60%以上である旨規定されている材料の場合、当該材料に含まれる原産材料の価額の割合が70%、非原産材料の価額の割合が20%、諸経費の価額の割合が10%であるときには、当該材料は原産材料と認められることから、当該材料に含まれる非原産材料の価額は、非原産材料価額の算出に当たって考慮しない。他方、当該材料に含まれる原産材料の価額の割合が40%、非原産材料の価額の割合が50%、諸経費の価額の割合が10%であるときには、当該材料は非原産材料と認められることから、当該材料に含まれる非原産材料の価額は、非原産材料価額に含まれることとなるので、留意する。 (ﾛ) メキシコ協定第26条の規定に基づき産品の生産者が中間材料(後記ハ参照)として指定する自己生産の原産材料において、当該生産者が使用した非原産材料の価額も同様に、同協定第24条４(b)の規定により、非原産材料価額に含めないこととなる。 (ﾊ) 域内原産割合を計算するに際し、協定に規定される原産資格を与えるこ	価額」は「本邦又はシンガポールに帰せられる当該材料の原産価額」と同額とする(例：39%→39%)。 (2) 域内原産割合を用いたメキシコ協定品目別規則における産品の域内原産割合は、取引価額方式により算出し、次の計算式により算定する。 産品の取引価額－非原産材料価額 域内原産割合(%)＝ ――――――――――――――――――×100 産品の取引価額 この場合における用語の意義は次による。 イ 「産品の取引価額」とは、メキシコから送り出される貨物のメキシコの送出港における、買手から売手に支払われる貨物の本船甲板渡し価額である。ただし、メキシコの生産者が産品を直接送り出さない場合には、メキシコにおいて買手が当該生産者から当該産品を受領する地点における価額となる等、メキシコ協定第23条３、４及び５に特別の規定が定められているので、留意する。 ロ 「非原産材料価額」とは、産品の生産において生産者が使用したすべての非原産材料の価額をいうものとし、次のとおり算出する。 (ｲ) メキシコ協定第24条４(a)の規定により、産品の生産に当たって生産者が取得し、かつ、使用する原産材料の生産において、当該原産材料の生産者が使用した非原産材料の価額は、非原産材料価額に含めないので、留意する。例えば、メキシコ協定品目別規則において満たすべき域内原産割合が60%以上である旨規定されている材料の場合、当該材料に含まれる原産材料の価額の割合が70%、非原産材料の価額の割合が20%、諸経費の価額の割合が10%であるときには、当該材料は原産材料と認められることから、当該材料に含まれる非原産材料の価額は、非原産材料価額の算出に当たって考慮しない。他方、当該材料に含まれる原産材料の価額の割合が40%、非原産材料の価額の割合が50%、諸経費の価額の割合が10%であるときには、当該材料は非原産材料と認められることから、当該材料に含まれる非原産材料の価額は、非原産材料価額に含まれることとなるので、留意する。 (ﾛ) メキシコ協定第26条の規定に基づき産品の生産者が中間材料として指定する自己生産の原産材料において、当該生産者が使用した非原産材料の価額も同様に、同協定第24条４(b)の規定により、非原産材料価額に含めないこととなる。 (ﾊ) 域内原産割合を計算するに際し、協定に規定される原産資格を与えることとならない作業によって付加された価値については当然算入することになるので留意する。なお、メキシコ協定原産品の認定に当たっては、協定第

改正後	改正前
ととならない作業によって付加された価値については当然算入することになるので留意する。なお、メキシコ協定の下での原産品の認定に当たっては、協定第34条に規定する作業のみにより付加された価値が、メキシコ協定附属書４に定める割合を満たす場合は、メキシコ協定の下での原産品とはならないことに留意する。 ハ　産品の生産者は、域内原産割合を用いたメキシコ品目別規則の域内原産割合の決定に当たり、メキシコ協定第26条の規定により、自己生産の材料を同条に規定する中間材料として指定することができる。当該規定を適用した場合には、メキシコ協定原産地証明書の「9．Other instances」の欄に「ＩＭ」と表示される。 ただし、当該中間材料が域内原産割合を用いたメキシコ品目別規則の対象となる場合には、当該中間材料の域内原産割合は45%以上でなければならない。この場合において、当該中間材料の価額は、メキシコ統一規則の附属書１に規定されるとおり、租税関係報告、財務関係報告、社内管理、財務計画等、企業の社内管理で用いられる方法を用いることができるが、メキシコ協定第４章の規定の脱法行為を目的とすると認められる場合には、合理的な方法とはみなされないので、留意する。	34条に規定する作業のみにより付加された価値が、メキシコ協定附属書４に定める割合を満たす場合は、メキシコ協定原産品とはならないことに留意する。
(6) マレーシア協定、チリ協定、タイ協定、インドネシア協定、ブルネイ協定、アセアン包括協定又はフィリピン協定に係る「原産資格割合」又は「域内原産割合」を用いた品目別規則の適用において、産品が締約国原産品と認定されるためには、当該産品の原産資格割合又は域内原産割合が、当該品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が当該輸出締約国、又は本邦(協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上の生産又は作業を行い、これに更に当該輸出締約国で何らかの生産又は作業を行う場合)であることが必要であるので留意する。 イ　原産資格割合は、次により算出する。 原産資格割合（%）＝ $\frac{\text{ＦＯＢ価額－非原産材料価額}}{\text{ＦＯＢ価額}}$ ×100 なおチリ協定については、他に 原産資格割合（%）＝ $\frac{\text{原産材料価額}}{\text{ＦＯＢ価額}}$ × 100	(3) マレーシア原産品、チリ原産品、タイ原産品、インドネシア原産品又はブルネイ原産品に係る「原産資格割合」を用いた品目別規則の適用において、産品が締約国原産品と認定されるためには、当該産品の「原産資格割合」が、当該品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が当該輸出締約国、又は本邦(協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上の生産又は作業を行い、これに更に当該輸出締約国で何らかの生産又は作業を行う場合)であることが必要とされる。 イ 原産資格割合は、次により算出する。 原産資格割合（%）＝ $\frac{\text{ＦＯＢ価額－非原産材料価額}}{\text{ＦＯＢ価額}}$ × 100 なおチリ原産品については、他に 原産資格割合（%）＝ $\frac{\text{原産材料価額}}{\text{ＦＯＢ価額}}$ × 100 を選択し適用することができるものとする。 この場合における用語の意義は次による。

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
を選択し適用することができるものとする。 この場合における用語の意義は次による。 (ｲ)「ＦＯＢ価額」（チリ協定では「産品の取引価額」に読み替える。）とは、輸出締約国から送り出される貨物の輸出締約国の送出港における、買手から売手に支払われる貨物の本船渡し価額であり、これには送り出した際に軽減され、免除され、又は払い戻された内国税を含まない。なお、産品の本船渡し価額は存在するが、その額が不明で確認することができない場合、及び産品の本船渡し価額が存在しない場合には関税評価協定第１条から第８条まで（チリ協定では「第２条から第７条まで」とする。）の規定に従って決定される価額とすることに留意する。 (ﾛ)「非原産材料価額」とは、産品の生産において使用されるすべての非原産材料の価額をいい、個々の非原産材料の価額は、輸出締約国に輸入された際のＣＩＦ価額であって、関税評価協定に従って決定される価額とする。なお、当該個々の非原産材料の価額が不明で確認することができない場合には、当該非原産材料についての当該締約国の領域における確認可能な最初の支払に係る価格であり、当該締約国の領域において要する運賃、保険料、こん包費その他すべての費用及び当該締約国の領域において要する他の費用を除外することができるので留意する。 (ﾊ)「原産材料価額」とは、産品の生産において使用されるすべての原産材料の価額をいい、チリ協定第31条の規定に従って決定される価額をいう。 ロ　原産資格割合又は域内原産割合を計算するに際し、協定に規定される原産資格を与えることとならない作業によって付加された価値については、当然算入することになるので留意する。なお、チリ協定の下での締約国原産品の認定に当たっては、協定第40条に規定する作業のみにより付加された価値が、チリ協定附属書２に定める割合を満たす場合は、チリ協定の下での締約国原産品とはならないことに留意する。 ハ　上記の原産資格割合又は域内原産割合を計算するに際し、当該産品の非原産材料価額には、当該産品の生産に当たって使用される締約国の原産材料の生産において使用される非原産材料の価額は含めない。	（ｲ）「ＦＯＢ価額」（チリ原産品では「産品の取引価額」に読み替える。）とは、輸出締約国から送り出される貨物の輸出締約国の送出港における、買手から売手に支払われる貨物の本船渡し価額であり、これには送り出した際に軽減され、免除され、又は払い戻された内国税を含まない。なお、産品の本船渡し価額は存在するが、その額が不明で確認することができない場合、及び産品の本船渡し価額が存在しない場合には関税評価協定第1条から第8条まで（チリ原産品では「第２条から第７条まで」とする。）の規定に従って決定される価額とすることに留意する。 （ﾛ）「非原産材料価額」とは、産品の生産において使用されるすべての非原産材料の価額をいい、個々の非原産材料の価額は、輸出締約国に輸入された際のＣＩＦ価額であって、関税評価協定に従って決定される価額とする。なお、当該個々の非原産材料の価額が不明で確認することができない場合には、当該非原産材料についての当該締約国の領域における確認可能な最初の支払に係る価格であり、当該締約国の領域において要する運賃、保険料、こん包費その他すべての費用及び当該締約国の領域において要する他の費用を除外することができるので留意する。 (ﾊ)「原産材料価額」とは、産品の生産において使用されるすべての原産材料の価額をいい、チリ協定第31条の規定に従って決定される価額をいう。 ロ 原産資格割合を計算するに際し、協定に規定される原産資格を与えることとならない作業によって付加された価値については、当然算入することになるので留意する。なお、チリ原産品の認定に当たっては、協定第40条に規定する作業のみにより付加された価値が、チリ協定附属書２に定める割合を満たす場合は、チリ原産品とはならないことに留意する。 ハ 上記の原産資格割合を計算するに際し、当該産品の非原産材料価額には、当該産品の生産に当たって使用される締約国の原産材料の生産において使用される非原産材料の価額は含めない。

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
（少額貨物についての原産地の認定） 68－５－７　課税価格の総額が20万円以下の貨物にＥＰＡ税率を適用する場合における締約国原産品の認定については、次のいずれかにより行う。 (1)「課税価格の総額」とは、１の輸入申告等(特例申告を含む。以下この項において同じ。)又は関税法第76条第３項の規定による１の提示に係るＥＰＡ税率等の適用を受けようとする物品の課税価格の合計額をいう。この場合において、１の輸入申告等とは１荷受人が１荷送人から一時に輸入する物品(蔵入申請等がされる物品を含む。以下この項において「輸入物品」という。)に係る輸入申告等をいい、１仕入書による輸入物品を分割して２以上の輸入申告等を行った場合には１の輸入申告等が行われたものとして(ただし、１仕入書による輸入物品を分割した２以上の輸入申告等であって、並存する相異なる種類の税率(例えば、ＥＰＡ税率と関税暫定措置法第８条の２に規定する特恵税率)の適用を各々に求めるものを行った場合には、当該並存する相異なる種類の税率のうちのいずれか一つを適用する１の輸入申告等が行われたものとして)処理するものとし、同項の提示についてもこれに準ずる。 (2) 当該貨物の種類、性質、形状又は当該貨物に付された商標、生産国名、製造者名等 (3) 当該貨物に係る仕入書(郵便物については、郵便に関する条約に基づき、差出人が当該郵便物に貼り付け、又は添付した税関告知書又は税関票符(グリーン・ラベル)を含む。)に記載されている当該貨物の原産地に関する事項 (4) 当該貨物に係るメーカーズ・インボイス、売買契約書、注文請書、船荷証券、保険証券、船積案内状、カタログ等の書類(これらの書類の写しを含む。)に記載されている当該貨物の原産地に関する事項	（少額貨物についての原産地の認定） 68－５－７　課税価格の総額が20万円以下の貨物にＥＰＡ税率を適用する場合における締約国原産品の認定については、次のいずれかにより行う。なお、この場合において「課税価格の総額」については、関税暫定措置法基本通達８の２－４の２(少額貨物についての原産地の認定等)の(1)の規定を準用する。 （新規） (1) 当該貨物の種類、性質、形状又は当該貨物に付された商標、生産国名、製造者名等 (2) 当該貨物に係る仕入書(郵便物については、郵便に関する条約に基づき、差出人が当該郵便物に貼り付け、又は添付した税関告知書又は税関票符(グリーン・ラベル)を含む。)に記載されている当該貨物の原産地に関する事項 (3) 当該貨物に係るメーカーズ・インボイス、売買契約書、注文請書、船荷証券、保険証券、船積案内状、カタログ等の書類(これらの書類の写しを含む。)に記載されている当該貨物の原産地に関する事項

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後

（積送基準に関する取扱い）

68－５－９　次の表の第１欄に掲げる経済連携協定に対応する第２欄「積送基準」に掲げる規定を満たす締約国原産品とは、令第61条第１項第２号ロ(1)及び(2)に掲げる規定を満たすものをいい、同項第２号ロ規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次の(1)及び(2)による。

経済連携協定名	積送基準
シンガポール協定	シンガポール協定第27条
メキシコ協定	メキシコ協定第35条
マレーシア協定	マレーシア協定第32条
チリ協定	チリ協定第41条
タイ協定	タイ協定第32条
インドネシア協定	インドネシア協定第33条
ブルネイ協定	ブルネイ協定第28条
アセアン包括協定	アセアン包括協定第31条
フィリピン協定	フィリピン協定第33条

(1) 令第61条第１項第２号ロに規定する「非原産国を経由しないで本邦へ向けて直接に運送」には、締約国から当該貨物を運送する船舶、航空機又は車両が非原産国を通過する場合であって、当該非原産国において当該貨物が積替え又は一時蔵置のいずれもがされない場合を含む。

(2) 令第61条第１項第２号ロ(1)に規定する「非原産国を経由して本邦へ向けて運送される」とは、締約国から送り出される際に、明らかに本邦へ運送する意思をもって積み出された貨物であって、非原産国を経由して本邦へ向けて運送されるものをいう。

改正前

（積送基準に関する取扱い）

68－５－９　次の表の第１欄に掲げる経済連携協定に対応する第２欄「積送基準」に掲げる規定を満たす締約国原産品とは、令第61条第１項第２号ロ(1)及び(2)に掲げる規定を満たすものをいい、同項第２号ロ規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次の(1)及び(2)による。

経済連携協定名	積送基準
シンガポール協定	シンガポール協定第27条
メキシコ協定	メキシコ協定第35条
マレーシア協定	マレーシア協定第32条
チリ協定	チリ協定第41条
タイ協定	タイ協定第32条
インドネシア協定	インドネシア協定第33条
ブルネイ協定	ブルネイ協定第28条

(1) 令第61条第１項第２号ロに規定する「非原産国を経由しないで本邦へ向けて直接に運送」には、締約国から当該貨物を運送する船舶、航空機又は車両が非原産国を通過する場合であって、当該非原産国において当該貨物が積替え又は一時蔵置のいずれもがされない場合を含む。

(2) 令第61条第１項第２号ロ(1)に規定する「非原産国を経由して本邦へ向けて運送される」とは、締約国から送り出される際に、明らかに本邦へ運送する意思をもって積み出された貨物であって、非原産国を経由して本邦へ向けて運送されるものをいう。

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
（締約国原産地証明書の様式） **68－５－11**　令第61条第１項第２号イに規定する締約国原産地証明書の様式は、次の表の第１欄に掲げる経済連携協定の区分に応じ、それぞれ同表第２欄に掲げるものとする。	（締約国原産地証明書の様式） **68－５－11**　令第61条第１項第２号イに規定する締約国原産地証明書の様式は、次の表の第１欄に掲げる経済連携協定の区分に応じ、それぞれ同表第２欄に掲げるものとする。

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号)】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後

経済連携協定	締約国原産地証明書の様式
シンガポール協定	REPUBLIC OF SINGAPORE PREFERENTIAL CERTIFICATE OF ORIGIN」（Ｃ－5290－１）
メキシコ協定	「AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE UNITED MEXICAN STATES FOR THE STRENGTHENING OF THE ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN 」（Ｃ－5290－２） 及び「ACUERDO PARA EL FORTALECIMIENTO DE LA ASOCIACIÓN ECONÓMICA ENTRE LOS ESTADOS UNIDOS MEXICANOS Y EL JAPÓN」（Ｃ－5290－３）
マレーシア協定	「AGREEMENT BETWEEN THE GOVERNMENT OF MALAYSIA AND THE GOVERNMENT OF JAPAN FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP FORM MJEPA」（Ｃ－5290－４）
チリ協定	「AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE REPUBLIC OF CHILE FOR A STRATEGIC ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN」(Ｃ－5290－５)
タイ協定	「AGREEMENT BETWEEN THE KINGDOM OF THAILAND AND JAPAN FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN (Combined declaration and certificate) FORM JTEPA」(Ｃ－5290－６)
インドネシア協定	「AGREEMENT BETWEEN THE REPUBLIC OF INDONESIA AND JAPAN FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN FORM IJEPA」（Ｃ－5290－７）
ブルネイ協定	「AGREEMENT BETWEEN BRUNEI DARUSSALAM AND JAPAN FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN」（Ｃ－5290－８）
アセアン包括協定	「THE AGREEMENT ON COMPREHENSIVE ECONOMIC PARTNERSHIP AMONG MEMBER STATES OF THE ASSOCIATION OF SOUTHEAST ASIAN NATIONS AND JAPAN(AJCEP AGREEMENT) CERTIFICATE OF ORIGIN FORM AJ 」(Ｃ－5290－９)
フィリピン協定	「AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE PEPUBLIC OF THE PHILIPPINES FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP FORM JP CERTIFICATE OF ORIGIN」（Ｃ－5290－10)

改正前

経済連携協定	締約国原産地証明書の様式
シンガポール協定	REPUBLIC OF SINGAPORE PREFERENTIAL CERTIFICATE OF ORIGIN」（Ｃ－5290-1)
メキシコ協定	「AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE UNITED MEXICAN STATES FOR THE STRENGTHENING OF THE ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN 」（ Ｃ － 5290-2 ） 及び「ACUERDO PARA EL FORTALECIMIENTO DE LA ASOCIACIÓN ECONÓMICA ENTRE LOS ESTADOS UNIDOS MEXICANOS Y EL JAPÓN」（Ｃ－5290-3)
マレーシア協定	「AGREEMENT BETWEEN THE GOVERNMENT OF MALAYSIA AND THE GOVERNMENT OF JAPAN FOR ECONOMIC PARTNERSHIP FORM MJEPA」（Ｃ－5290-4)
チリ協定	「AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE REPUBLIC OF CHILE FOR A STRATEGIC ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN」(Ｃ－5290-5)
タイ協定	「AGREEMENT BETWEEN THE KINGDOM OF THAILAND AND JAPAN FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN (Combined declaration and certificate) FORM JTEPA」(Ｃ－5290 - 6)
インドネシア協定	「AGREEMENT BETWEEN THE REPUBLIC OF INDONESIA AND JAPAN FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN FORM IJEPA」（C－5290-7)
ブルネイ協定	「AGREEMENT BETWEEN BRUNEI DARUSSALAM AND JAPAN FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN」(C－5290-８)

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後

（締約国原産地証明書の有効性の認定）

68－５－12　令第36条の３第３項(令第50条の２及び第51条の８の規定において準用する場合を含む。)、第51条の12第３項、第61条第１項第２号イの規定により、税関に提出された締約国原産地証明書については、次の各号に掲げる要件のすべてを満たす場合には、原則として有効なものとして取り扱うものとする。ただし、これらの要件を満たす場合であっても、シンガポール協定第３章、メキシコ協定第４章及び第５章第１節、マレーシア協定第３章、チリ協定第４章、タイ協定第３章、インドネシア協定第３章、ブルネイ協定第３章、アセアン包括協定第３章及びフィリピン協定第３章に規定する原産品の要件を明らかに満たさないと認められる場合には、この限りではない。

(1) 締約国原産地証明書に関税法施行令第61条第４項の表の上欄の各号に掲げる協定の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる事項が記載され、かつ、後記68－５－14(締約国原産地証明書の発給機関)に定める発給機関の印及び署名権者の署名がなされたものであること。

(2) 締約国原産地証明書に記載されている貨物と輸入貨物が一致すること。ただし、締約国原産地証明書に記載されている貨物と輸入貨物が一致しない場合であっても、次に掲げる場合には、この要件を満たすものとして取り扱う。

イ　次の表の第１欄に掲げる締約国原産地証明書の同表の第２欄に掲げる欄に記載された関税率表番号(以下この節において「記載税番」という。)と、輸入貨物に実際に適用されるべき関税率表番号(以下この節において「適用税番」という。)とが異なっている場合で、次の(ｲ)又は(ﾛ)に該当するとき。

締約国原産地証明書	締約国原産地証明書の欄
シンガポール協定原産地証明書	10 No. & kind of Packages Description of Goods (include brand names if necessary)(包装の個数及び種類並びに品名)
メキシコ協定原産地証明書	5. HS Tariff Classification Number
マレーシア協定原産地証明書	4.Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS code; Other instances
チリ協定原産地証明書	4.Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS Tariff Classification Number

改正前

（締約国原産地証明書の有効性の認定）

68－５－12　令第36条の３第３項(令第50条の２及び第51条の８の規定において準用する場合を含む。)、第51条の12第３項、第61条第１項第２号イの規定により、税関に提出された締約国原産地証明書については、次の各号に掲げる要件のすべてを満たす場合には、原則として有効なものとして取り扱うものとする。ただし、これらの要件を満たす場合であっても、シンガポール協定第３章、メキシコ協定第４章及び第５章第１節、マレーシア協定第３章、チリ協定第４章、タイ協定第３章、インドネシア協定第３章又はブルネイ協定第３章に規定する原産品の要件を明らかに満たさないと認められる場合には、この限りではない。

(1) 締約国原産地証明書に関税法施行令第61条第４項の表の上欄の各号に掲げる協定の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる事項が記載され、かつ、後記68－５－14(締約国原産地証明書の発給機関)に定める発給機関の印及び署名権者の署名がなされたものであること。

(2) 締約国原産地証明書に記載されている貨物と輸入貨物が一致すること。ただし、締約国原産地証明書に記載されている貨物と輸入貨物が一致しない場合であっても、次に掲げる場合には、この要件を満たすものとして取り扱う。

イ　次の表の第１欄に掲げる締約国原産地証明書の同表の第２欄に掲げる欄に記載された関税率表番号(以下この節において「記載税番」という。)と、輸入貨物に実際に適用されるべき関税率表番号(以下この節において「適用税番」という。)とが異なっている場合で、次の(ｲ)又は(ﾛ)に該当するとき。

締約国原産地証明書	締約国原産地証明書の欄
シンガポール協定原産地証明書	10 No.＆kind of Packages Description of Goods (include brand names if necessary)(包装の個数及び種類並びに品名)
メキシコ協定原産地証明書	5. HS Tariff Classification Number
マレーシア協定原産地証明書	4.Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS code; Other instances
チリ協定原産地証明書	4.Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS Tariff Classification Number

改正後

タイ協定原産地証明書	7.Number and type of packages;description of goods (including quantity where appropriate and HS code of the importing country)
インドネシア協定原産地証明書	4. Item number(as necessary); marks and numbers of packages; number and kind of packages; description of good(s); HS tariff classification number
ブルネイ協定原産地証明書	4. Item number(as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS tariff classification number
アセアン包括協定原産地証明書	7.Number and type of packages, description of goods(including quantity where appropriate and HS number of the importing Party)
フィリピン協定原産地証明書	4.Item number (as necessary); Marks and Numbersnumbers; Numbers and kind of packages; Description of good(s); HS code

(ｲ) 記載税番と適用税番に対する経済連携協定に定める品目別規則が同一のものである場合。

(ﾛ) 上記(ｲ)以外の場合であって、当該輸入貨物に適用されるべき税番の決定に当たって記載税番としたことに相当の理由があると認められ、かつ、当該貨物が経済連携協定に定める締約国原産品と認められるとき。

ロ　締約国原産地証明書に記載された数量と仕入書に記載された数量とが合致しており、当該締約国原産地証明書に記載された数量と輸入貨物の数量との間に差がある場合であっても、その差が僅少であるとき。

なお、記載欄の標題に明示的にネット重量を指す記載がない場合であっても、仕入書又はその他の関係書類により同一性が確認できる場合は、記載の数値がネット重量であることをもって無効とはしないので留意する。

ハ　締約国原産地証明書に貨物の外装の記号、番号等が記載されている場合においては、当該記載されている貨物の外装の記号、番号等と輸入貨物の外装の記号、番号等とが一致しない場合であって、当該締約国原産地証明書が当該貨物に係るものであることが明らかであるとき。

(ｲ) 当該締約国原産地証明書の発給時における誤記であることが他の添付書類等からみて明らかである場合

(ﾛ) 当該輸入貨物が令第61条第１項第２号ロ(2)に該当する貨物であって、当該一時蔵置又は出品の際に当該非原産国の税関の監督下において当該

改正前

タイ協定原産地証明書	7.Number and type of packages;description of goods (including quantity where appropriate and HS code of the importing country)
インドネシア協定原産地証明書	4. Item number(as necessary); marks and numbers of packages; number and kind of packages; description of good(s); HS tariff classification number
ブルネイ協定原産地証明書	4. Item number(as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS tariff classification number

(ｲ) 記載税番と適用税番に対する経済連携協定に定める品目別規則が同一のものである場合。

(ﾛ) 上記(ｲ)以外の場合であって、当該輸入貨物に適用されるべき税番の決定に当たって記載税番としたことに相当の理由があると認められ、かつ、当該貨物が経済連携協定に定める締約国原産品と認められるとき。

ロ　締約国原産地証明書に記載された数量と仕入書に記載された数量とが合致しており、当該締約国原産地証明書に記載された数量と輸入貨物の数量との間に差がある場合であっても、その差が僅少であるとき。

ハ　締約国原産地証明書に貨物の外装の記号、番号等が記載されている場合においては、当該記載されている貨物の外装の記号、番号等と輸入貨物の外装の記号、番号等とが一致しない場合であって、当該締約国原産地証明書が当該貨物に係るものであることが明らかであるとき。

(ｲ) 当該締約国原産地証明書の発給時における誤記であることが他の添付書類等からみて明らかである場合

(ﾛ) 当該輸入貨物が令第61条第１項第２号ロ(2)に該当する貨物であって、当該一時蔵置又は出品の際に当該非原産国の税関の監督下において当該

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後

輸入貨物の外装の記号、番号等が変えられたことが明らかである場合

(3) 締約国原産地証明書の記載内容について修正が行われている場合には、それぞれの修正箇所につき、その発給機関の修正印が押なつされている等、当該修正が正当に行われたことが明らかにされていること。なお、インドネシア協定原産地証明書にあっては、記載内容の修正は行われることはなく、再発給されるので留意する。

(4) 紛失等の理由により再発給された締約国原産地証明書について、次の表の第１欄に掲げる締約国原産地証明書に第２欄の記載事項が記載されていること。

締約国原産地証明書	記載事項
シンガポール協定原産地証明書	”DUPLICATE” 又は ”DUPLICATA”
メキシコ協定原産地証明書	”DUPLICATE”
マレーシア協定原産地証明書	当初の原産地証明書の番号及び発給年月日
チリ協定原産地証明書	当初の原産地証明書の番号及び発給年月日
タイ協定原産地証明書	”DUPLICATE”及び当初の原産地証明書の番号及び発給年月日
インドネシア協定原産地証明書	当初の原産地証明書の番号及び発給年月日
ブルネイ協定原産地証明書	“CERTIFIED TRUE COPY”及び当初の原産地証明書の発給年月日
アセアン包括協定原産地証明書	当初の原産地証明書の番号及び発給年月日、又は“CERTIFIED TRUE COPY”及び当初の原産地証明書の発給年月日
フィリピン協定原産地証明書	“CERTIFIED TRUE COPY”及び当初の原産地証明書の発給年月日及び証明番号

なお、再発給された締約国原産地証明書の有効期間の起算日は当初の締約国原産地証明書が発給された日であるので、令第61条第６項の規定の適用に当たり留意するとともに、当初の原産地証明書は有効なものとしては扱わないこととなるので留意する。

改正前

輸入貨物の外装の記号、番号等が変えられたことが明らかである場合

(3) 締約国原産地証明書の記載内容について修正が行われている場合には、それぞれの修正箇所につき、その発給機関の修正印が押なつされている等、当該修正が正当に行われたことが明らかにされていること。なお、インドネシア協定原産地証明書にあっては、記載内容の修正は行われることはなく、再発給されるので留意する。

(4) 紛失等の理由により再発給された締約国原産地証明書について、次の表の第１欄に掲げる締約国原産地証明書に第２欄の記載事項が記載されていること。

締約国原産地証明書	記載事項
シンガポール協定	”DUPLICATE” 又は ”DUPLICATA”
メキシコ協定	”DUPLICATE”
マレーシア協定	当初の原産地証明書の番号及び発給年月日
チリ協定	当初の原産地証明書の番号及び発給年月日
タイ協定	”DUPLICATE”及び当初の原産地証明書の番号及び発給年月日
インドネシア協定	当初の原産地証明書の番号及び発給年月日
ブルネイ協定	“CERTIFIED TRUE COPY”及び当初の原産地証明書の番号及び発給年月日

なお、再発給された締約国原産地証明書の有効期間の起算日は当初の締約国原産地証明書が発給された日であるので、令第61条第６項の規定の適用に当たり留意するとともに、当初の原産地証明書は有効なものとしては扱わないこととなるので留意する。

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号)】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後

(5) 締約国原産地証明書が、貨物が本邦以外の締約国から送り出された後(インドネシア協定及びアセアン包括協定にあっては船積日から４日目以降(例えば、船積日が７月１日であれば、７月４日以降)、フィリピン協定にあっては船積日から３日目以降)において発給された場合には、次の表の第１欄に掲げる締約国原産地証明書に第２欄の記載事項が記載され、また、第３欄に掲げる留意事項の記載等が必要な場合には、当該記載等がなされ、送り出された後に発給されたことが明らかに表示されていること。

締約国原産地証明書	記載事項	留意事項
メキシコ協定原産地証明書	”ISSUED RETROSPECTIVELY”	―
マレーシア協定原産地証明書	”ISSUED RETROACTIVELY”	―
チリ協定原産地証明書	”ISSUED RETROACTIVELY” 及び船積みの日	―
タイ協定原産地証明書	”ISSUED RETROACTIVELY” 及び船積みの日	―
インドネシア協定原産地証明書	”ISSUED RETROACTIVELY” 及び船積みの日	―
ブルネイ協定原産地証明書	”ISSUED RETROACTIVELY” 及び船積みの日	―
アセアン包括協定原産地証明書	船積みの日	第13欄中の「□ ISSUED RETROACTIVELY」にチェックが付されていること
フィリピン協定原産地証明書	”ISSUED RETROACTIVELY” 及び船積みの日	―

(6) 締約国原産地証明書の記載において、取るに足りない表現の相違、語句不足、印字の誤り又は指定された記載欄からのはみ出しのような軽微な誤りがある場合、これら軽微な誤りが当該原産地証明書の真正性及び情報の正確性に影響を及ぼさないと判断できるものであること。

改正前

(5) 締約国原産地証明書が、貨物が本邦以外の締約国から送り出された後（インドネシア協定にあっては船積日から４日目以降（例えば、船積日が７月１日であれば、７月４日以降））において発給された場合には、次の表の第１欄に掲げる締約国原産地証明書に第２欄の記載事項が記載され、送り出された後に発給されたことが明らかに表示されていること。

締約国原産地証明書	記載事項
メキシコ協定	”ISSUED RETROSPECTIVELY”
マレーシア協定	”ISSUED RETROACTIVELY”
チリ協定	”ISSUED RETROACTIVELY” 及び船積みの日
タイ協定	”ISSUED RETROACTIVELY” 及び船積みの日
インドネシア協定	”ISSUED RETROACTIVELY” 及び船積みの日
ブルネイ協定	”ISSUED RETROACTIVELY” 及び船積みの日

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後

（締約国原産地証明書の発給機関）

68－５－14　令第61条第４項に規定する「発給につき権限を有する機関」は、次の表の第１欄に掲げる締約国原産地証明書の区分に応じ、それぞれ同表第２欄に掲げる機関とする。

締約国原産地証明書	締約国原産地証明書の発給機関
シンガポール協定原産地証明書	シンガポール税関
メキシコ協定原産地証明書	メキシコ経済省
マレーシア協定原産地証明書	マレーシア国際貿易産業省
チリ協定原産地証明書	チリ外務省国際経済関係総局 （チリ協定第44条２に基づき原産地証明書の発給につき責任を負う団体として「製造業振興協会（Sociedad de Fomento Fabril（SOFOFA））」及び「商工会議所（ Camara Nacional de Comercio Servicios y Turismo）」が指定されている。）
タイ協定原産地証明書	タイ商務省又はこれを継承する当局
インドネシア協定原産地証明書	インドネシア商業省
ブルネイ協定原産地証明書	ブルネイ外務貿易省
アセアン包括協定	アセアン包括協定附属書４第１規則(a)に規定する当局又は同第２規則１に規定する指定団体(具体的には追って事務連絡する。)
フィリピン協定	フィリピン関税局

締約国原産地証明書に押印する印章の印影及び署名権者の署名については、別に事務連絡する。

改正前

（締約国原産地証明書の発給機関）

68－５－14　令第61条第４項に規定する「発給につき権限を有する機関」は、次の表の第１欄に掲げる締約国原産地証明書の区分に応じ、それぞれ同表第２欄に掲げる機関とする。

締約国原産地証明書	締約国原産地証明書の発給機関
シンガポール協定原産地証明書	シンガポール税関
メキシコ協定原産地証明書	メキシコ経済省
マレーシア協定原産地証明書	マレーシア国際貿易産業省
チリ協定原産地証明書	チリ外務省国際経済関係総局 （チリ協定第44 条２に基づき原産地証明書の発給につき責任を負う団体として「製造業振興協会（Sociedad de Fomento Fabril（SOFOFA））」及び「商工会議所（ Camara Nacional de Comercio Servicios y Turismo）」が指定されている。）
タイ協定原産地証明書	タイ商務省又はこれを継承する当局
インドネシア協定原産地証明書	インドネシア商業省
ブルネイ協定原産地証明書	ブルネイ外務貿易省

締約国原産地証明書に押印する印章の印影及び署名権者の署名については、別に事務連絡する。

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後

（締約国原産品であることについての確認）

68－５－21

(1) シンガポール協定原産地証明書の真偽等シンガポール税率の適用に際して疑義が生じ、シンガポールに照会する場合には本省を通じて行うこととする。

なお、照会が可能な期間は輸入申告の日から又は蔵入申請の日から３年間に限るものとする。

(2) 輸出締約国から輸入される又は輸入された貨物が締約国原産品であるか否かを決定する必要がある場合には、次の表第１欄に掲げる締約国原産地証明書に対応する第２欄の確認に関する規定に基づき確認を行うこととし、実施に当たっては、東京税関業務部総括原産地調査官を経由して本省に協議するものとする。この場合には、必要に応じ当該貨物の輸入者に対し当該規定及び確認を行うことを説明することとする。なお、確認の実施に先立ち、輸入者に対し照会を行う等、疑義の解明に努めるものとする。

締約国原産地証明書	確認に関する規定	輸出締約国の権限のある政府当局	確認による締約国原産品でないことの決定
メキシコ協定原産地証明書	メキシコ協定第44条	メキシコ経済省	メキシコ協定第44条
マレーシア協定原産地証明書	マレーシア協定第43条及び第44条	マレーシア国際貿易産業省	マレーシア協定第45条３
チリ協定原産地証明書	チリ協定第47条及び48条	チリ外務省国際経済関係総局	チリ協定第49条３
タイ協定原産地証明書	タイ協定第43条及び44条	タイ商務省	タイ協定第45条３
インドネシア協定原産地証明書	インドネシア協定第43条及び第44条	インドネシア商業省	インドネシア協定第45条３
ブルネイ協定原産地証明書	ブルネイ協定第40条及び第41条	ブルネイ外務貿易省	ブルネイ協定第42条３
アセアン包括協定原産地証明書	アセアン包括協定附属書４（運	アセアン包括協定附属書４第１	アセアン包括協定附属書４（運用上の

改正前

（締約国原産品であることについての確認）

68－５－21

（１） シンガポール協定原産地証明書の真偽等シンガポール税率の適用に際して疑義が生じ、シンガポールに照会する場合には本省を通じて行うこととする。

なお、照会が可能な期間は輸入申告の日から又は蔵入申請の日から3年間に限るものとする。

（２） 輸出締約国から輸入される又は輸入された貨物が締約国原産品であるか否かを決定する必要がある場合には、次の表第１欄に掲げる締約国原産地証明書に対応する第２欄の確認に関する規定に基づき確認を行うこととし、実施に当たっては、東京税関業務部総括原産地調査官を経由して本省に協議するものとする。この場合には、必要に応じ当該貨物の輸入者に対し当該規定及び確認を行うことを説明することとする。なお、確認の実施に先立ち、輸入者に対し照会を行う等、疑義の解明に努めるものとする。

締約国原産地証明書	確認に関する規定	輸出締約国の権限のある政府当局	確認による締約国原産品でないことの決定
メキシコ協定原産地証明書	メキシコ協定第44条	メキシコ経済省	メキシコ協定第44条
マレーシア協定原産地証明書	マレーシア協定第43条及び第44条	マレーシア国際貿易産業省	マレーシア協定第45条３
チリ協定原産地証明書	チリ協定第47条及び48条	チリ外務省国際経済関係総局	チリ協定第49条３
タイ協定原産地証明書	タイ協定第43条及び44条	タイ商務省	タイ協定第45条３
インドネシア協定原産地証明書	インドネシア協定第43条及び第44条	インドネシア商業省	インドネシア協定第45条３
ブルネイ協定原産地証明書	ブルネイ協定第40条及び第41条	ブルネイ外務貿易省	ブルネイ協定第42条３

改正後	改正前
用上の証明手続)第６規則及び第７規則 / 規則(a)に規定する当局(具体的には追って事務連絡する。) / 証明手続)第８規則 フィリピン協定原産地証明書 / フィリピン協定第43条及び第44条 / フィリピン関税局 / フィリピン協定第45条 イ　締約国原産品であるか否かを決定するための確認は、次のいずれかの方法により行うものとする。 (ｲ) 上記表の第３欄に掲げる輸出締約国の権限のある政府当局に対し、当該貨物が締約国原産品であるか否かに関する情報を締約国原産地証明書に基づいて要請すること。この方法により情報を要請する場合において、必要と認める場合には、貨物が締約国原産品であるか否かに関する追加の情報を要請するものとする。 なお、メキシコ協定原産地証明書については、メキシコに所在する送り出した者又は生産者に対し質問書を送付する方法によることが可能であるので留意する。 (ﾛ) 輸出締約国の権限のある政府当局が行う輸出締約国における原産地証明書の発給を受けた者又は輸出締約国に所在する生産者であって輸出者の要請により、締約国原産地証明書の発給申請を行った産品の生産者への訪問に立ち会い、当該訪問を通じて、産品が締約国原産品であるか否かに関する情報を収集し、及び提供すること並びにそのため当該産品の生産に使用された設備の確認を行うことを輸出締約国に対して要請すること。 なお、マレーシア協定原産地証明書、インドネシア協定原産地証明書、ブルネイ協定原産地証明書及びフィリピン協定原産地証明書の場合にあっては、原則、上記(ｲ)を最初に行い、その結果に満足しない場合に行うものとする(例外的と認められる場合には、上記(ｲ)の前又は間に上記(ﾛ)を行うことができるが、この場合は上記(ｲ)については行うことができないので留意する。)。 ロ　上記(ｲ)の方法により確認を行う場合において、原産地証明書の発給を受けた者又は輸出締約国に所在し、輸出者の要請により締約国原産地証明書の発給申請を行った産品の生産者に関する情報で、輸出締約国の権限のある政府当局に対する情報の要請は、質問状で行うものとし、輸出締約国に所在する日本国大使館を経由し行うこととする。なお、緊急に質問状を送付する必要がある場	イ 締約国原産品であるか否かを決定するための確認は、次のいずれかの方法により行うものとする。 (イ)　上記表の第３欄に掲げる輸出締約国の権限のある政府当局に対し、当該貨物が締約国原産品であるか否かに関する情報を締約国原産地証明書に基づいて要請すること。この方法により情報を要請する場合において、必要と認める場合には、貨物が締約国原産品であるか否かに関する追加の情報を要請するものとする。 なお、メキシコ協定原産地証明書については、メキシコに所在する送り出した者又は生産者に対し質問書を送付する方法によることが可能であるので留意する。 (ロ)　輸出締約国の権限のある政府当局が行う輸出締約国における原産地証明書の発給を受けた者又は輸出締約国に所在する生産者であって輸出者の要請により、締約国原産地証明書の発給申請を行った産品の生産者への訪問に立ち会い、当該訪問を通じて、産品が締約国原産品であるか否かに関する情報を収集し、及び提供すること並びにそのため当該産品の生産に使用された設備の確認を行うことを輸出締約国に対して要請すること。 なお、マレーシア協定原産地証明書、インドネシア協定原産地証明書及びブルネイ協定原産地証明書の場合にあっては、原則、上記(イ)を最初に行い、その結果に満足しない場合に行うものとする（例外的と認められる場合には、上記(イ)の前又は間に上記(ロ)を行うことができるが、この場合は上記(イ)については行うことができないので留意する。)。 ロ 上記(イ)の方法により確認を行う場合において、原産地証明書の発給を受けた者又は輸出締約国に所在し、輸出者の要請により締約国原産地証明書の発給申請を行った産品の生産者に関する情報で、輸出締約国の権限のある政府当局に対する情報の要請は、質問状で行うものとし、輸出締約国に所在する日本国大使館を経由し行うこととする。なお、緊急に質問状を送付する必要がある場

改正後

合等は、輸出締約国に所在する日本国大使館を経由するのと平行し、輸出締約国の権限のある政府当局に対し、直接質問状を送付することができる。

また、上記イ(ｲ)のなお書きによる場合において、メキシコに所在する送り出した者又は生産者に対する質問書は、次のいずれかの方法により送付するとともに、直ちにメキシコ経済省に通報するものとする。なお、メキシコに所在する送り出した者又は生産者への連絡及び質問書の回答は、英語によるものとする。

(ｲ) 受領の確認を伴う配達記録郵便又は書留郵便

(ﾛ) 送り出した者又は生産者による受領の確認を伴うその他の方法

ハ　輸出締約国の権限のある政府当局が要請の受領の日から次の表第１欄に掲げる経済連携協定に対応する第２欄の期間内(追加情報の要請にあっては、次の表の第３欄の期間内に回答を行わない場合及び質問書(追加の質問書を含む。)に対する回答が、貨物が締約国原産品であることを決定するために十分な情報を含まない場合には、上記(2)の表の第４欄に掲げる協定の規定により確認の対象となつている貨物が締約国原産品ではないと決定されることから、当該貨物に係る締約国原産地証明書を無効なものと認めて、ＥＰＡ税率を適用しないこととなるので、留意する。

締約国原産地証明書	情報提供の期限	追加情報提供の期限
メキシコ協定原産地証明書	４か月	２か月
マレーシア協定原産地証明書	３か月	２か月
チリ協定原産地証明書	３か月	２か月
タイ協定原産地証明書	３か月	２か月
インドネシア協定原産地証明書	６か月	４か月
ブルネイ協定原産地証明書	３か月	２か月
アセアン包括協定原産地証明書	３か月	３か月
フィリピン協定原産地証明書	３か月	２か月

なお、上記イ(ｲ)のなお書きの方法による確認では、質問書に対する回答を当該質問書を受領した日から30日の期間内に受領し、かつ、確認の対象となっている貨物がメキシコ協定の下での原産品であるか否かを決定するためにより多くの情報を必要とすると認めるときは、追加の質問書により貨物を送り出した者又は生産者に対し、当該質問書を受領した日から30日の期間を与えて、追加の情報を要請するものとする。この場合においても、質問書

改正前

合等は、輸出締約国に所在する日本国大使館を経由するのと平行し、輸出締約国の権限のある政府当局に対し、直接質問状を送付することができる。

また、上記イ(イ)のなお書きによる場合において、メキシコに所在する送り出した者又は生産者に対する質問書は、次のいずれかの方法により送付するとともに、直ちにメキシコ経済省に通報するものとする。なお、メキシコに所在する送り出した者又は生産者への連絡及び質問書の回答は、英語によるものとする。

(イ)　受領の確認を伴う配達記録郵便又は書留郵便

(ロ)　送り出した者又は生産者による受領の確認を伴うその他の方法

ハ　輸出締約国の権限のある政府当局が要請の受領の日から次の表第１欄に掲げる経済連携協定に対応する第２欄の期間内(追加情報の要請にあっては、次の表の第３欄の期間内に回答を行わない場合及び質問書(追加の質問書を含む。)に対する回答が、貨物が締約国原産品であることを決定するために十分な情報を含まない場合には、上記⑵の表の第４欄に掲げる協定の規定により確認の対象となつている貨物が締約国原産品ではないと決定されることから、当該貨物に係る締約国原産地証明書を無効なものと認めて、ＥＰＡ税率を適用しないこととなるので、留意する。

締約国原産地証明書	情報提供の期限	追加情報提供の期限
メキシコ協定原産地証明書	４か月	２か月
マレーシア協定原産地証明書	３か月	２か月
チリ協定原産地証明書	３か月	２か月
タイ協定原産地証明書	３か月	２か月
インドネシア協定原産地証明書	６か月	４か月
ブルネイ協定原産地証明書	３か月	２か月

なお、上記イ(イ)のなお書きの方法による確認では、質問書に対する回答を当該質問書を受領した日から30日の期間内に受領し、かつ、確認の対象となっている貨物がメキシコ協定原産品であるか否かを決定するためにより多くの情報を必要とすると認めるときは、追加の質問書により貨物を送り出した者又は生産者に対し、当該質問書を受領した日から30日の期間を与えて、追加の情報を要請するものとする。この場合においても、質問書(追加の質問書を含む。)

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号)】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(追加の質問書を含む。)に対しメキシコ協定の下での原産品であることを決定するための十分な情報を含まない場合には、確認の対象となっている貨物がメキシコ協定原産品でないと決定し、メキシコ協定に基づく税率を適用しないこととなるので留意する。 ニ　上記イ(ロ)の方法により確認を行う場合には、東京税関業務部総括原産地調査官を経由して本省を通じて行う。なお、訪問の実施の要請については、訪問の実施を希望する日の少なくとも40日前(メキシコ協定原産地証明書にあっては30日前)までに輸出締約国に所在する日本国大使館を通じ、輸出締約国の権限のある政府当局に対し、次の事項を含む書面を送付することとする。 (ｲ) 当該書面を送付する関係当局を特定する事項 (ﾛ) その施設への訪問が要請される輸出者又は輸出締約国の領域に所在する生産者の氏名又は名称 (ﾊ) 訪問の実施を希望する日及び場所 (ﾆ) 訪問の目的及び実施の範囲(確認の対象となっている原産地証明書所載の産品の明記を含む。) (ﾎ) 訪問に立ち会う本邦の関係当局の職員の氏名及び官職 ホ　輸出締約国政府が訪問の実施を拒否する場合、書面による要請に対し当該書面を受領した日から30日以内に回答しない場合、訪問の最終日から45日以内又は相互に合意するその他の期間内に、訪問の間又はその後に収集した情報が提供されない場合又は提供された情報に貨物が締約国原産品であることを決定するために十分な情報を含まない場合は、上記(2)の表第４欄に示す締約国原産地証明書に対応する協定の規定により、訪問の対象とされた貨物が輸出締約国原産品でないと決定されることから、当該貨物に係る締約国原産地証明書を無効なものと認めて、ＥＰＡ税率を適用しないこととなるので、留意する。 ヘ　上記ホまでの手続きを実施した後、輸出締約国の権限のある政府当局(メキシコ協定原産地証明書に係る(2)イのなお書きの確認にあっては、メキシコに所在する送り出した者又は生産者)に対し、産品が締約国原産品であるか否かについて書面による決定(当該決定に係る事実認定及び法的根拠を含む。)を送付する。 この書面による通知は、上記ロに準じて行うものとする。 ト　締約国原産品として輸入申告された貨物について、上記表の第２欄に掲げる協定の規定に基づく確認を行う場合であって、輸入者が貨物の引取りを急ぐ理由があると認められるときは、法第73条第１項及び第77条第７項の規定	に対しメキシコ協定原産品であることを決定するための十分な情報を含まない場合には、確認の対象となっている貨物がメキシコ協定原産品でないと決定し、メキシコ税率を適用しないこととなるので留意する。 ニ 上記イ(ロ)の方法により確認を行う場合には、東京税関業務部総括原産地調査官を経由して本省を通じて行う。なお、訪問の実施の要請については、訪問の実施を希望する日の少なくとも40日前(メキシコ協定原産地証明書にあっては30日前）までに輸出締約国に所在する日本国大使館を通じ、輸出締約国の権限のある政府当局に対し、次の事項を含む書面を送付することとする。 (イ)　当該書面を送付する関係当局を特定する事項 (ロ)　その施設への訪問が要請される輸出者又は輸出締約国の領域に所在する生産者の氏名又は名称 (ハ)　訪問の実施を希望する日及び場所 (ニ)　訪問の目的及び実施の範囲(確認の対象となっている原産地証明書所載の産品の明記を含む。) (ホ)　訪問に立ち会う本邦の関係当局の職員の氏名及び官職 ホ　輸出締約国政府が訪問の実施を拒否する場合、書面による要請に対し当該書面を受領した日から30日以内に回答しない場合、訪問の最終日から45日以内又は相互に合意するその他の期間内に、訪問の間又はその後に収集した情報が提供されない場合又は提供された情報に貨物が締約国原産品であることを決定するために十分な情報を含まない場合は、上記⑵の表第4欄に示す締約国原産地証明書に対応する協定の規定により、訪問の対象とされた貨物が輸出締約国原産品でないと決定されることから、当該貨物に係る締約国原産地証明書を無効なものと認めて、ＥＰＡ税率を適用しないこととなるので、留意する。 ヘ 上記ホまでの手続きを実施した後、輸出締約国の権限のある政府当局（メキシコ協定原産地証明書に係る(２)イのなお書きの確認にあっては、メキシコに所在する送り出した者又は生産者）に対し、産品が締約国原産品であるか否かについて書面による決定(当該決定に係る事実認定及び法的根拠を含む。)を送付する。 この書面による通知は、上記ロに準じて行うものとする。 ト　締約国原産品として輸入申告された貨物について、上記表の第２欄に掲げる協定の規定に基づく確認を行う場合であって、輸入者が貨物の引取りを急ぐ理由があると認められるときは、法第73条第１項及び第77条第７項の規定に基づき担保を提出させ、当該貨物の引取りを認めて差し支えない。ただし、メキシコ協定附属書1の日本国の表第5欄（注釈）に21、24、25、26、27、29、30、31及び32の番号が掲げられた品目に分類される貨物(限度枠管理されている貨

改正後	改正前
に基づき担保を提出させ、当該貨物の引取りを認めて差し支えない。ただし、メキシコ協定附属書１の日本国の表第５欄(注釈)に21、24、25、26、27、29、30、31及び32の番号が掲げられた品目に分類される貨物(限度枠管理されている貨物)については、この限りでないので、留意する。	物）については、この限りでないので、留意する。